
平成 2 6 年 第4回 定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 6 年12月11日

開会 平成 2 6 年12月12日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (12月11日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 5 報告第 2号 町内行政調査報告について	5
○日程第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告について	6
○日程第 7 報告第 4号 議会報告会開催結果報告について	6
○日程第 8 報告第 5号 委員会所管事務調査報告について	7
○日程第 9 町の一般行政について質問	10
3番 村 上 和 子 君	10
1 人口減少時代に対応した町独自の支援事業の展開を	
2 江幌小学校閉校後の利活用について	
4番 米 沢 義 英 君	16
1 福祉避難施設の指定について	
2 ファミリーサポーターについて	
3 中学生までの医療費の無料化と小児科の設置について	
4 介護保険計画について	
5 農業政策について	
6 6次産業化について	
1番 佐 川 典 子 君	25
1 胃がん予防（ピロリ菌除菌）について	
2 高齢者や障がい者に優しい環境整備について	
○散 会 宣 告	30

目 次

第 2 号 (12月12日)

○議 事 日 程	3 3
○出 席 議 員	3 3
○欠 席 議 員	3 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 3
○議会事務局出席職員	3 4
○開 議 宣 告	3 5
○諸 般 の 報 告	3 5
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3 5
○日程第 2 議案第 1 号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第12号)	3 5
○日程第 3 議案第 2 号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	3 8
○日程第 4 議案第 3 号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	3 9
○日程第 5 議案第 4 号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	3 9
○日程第 6 議案第 5 号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)	4 0
○日程第 7 議案第 6 号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	4 2
○日程第 8 議案第 7 号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	4 3
○日程第 9 議案第 8 号 平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	4 3
○日程第10 議案第 9 号 平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	4 4
○日程第11 議案第10号 上富良野町行政手続条例の一部を改正する条例	4 5
○日程第12 議案第11号 上富良野町スクールバス条例を廃止する条例	4 7
○日程第13 議案第12号 上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例	4 9
○日程第14 議案第13号 上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	4 9
○日程第15 議案第16号 上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	5 2
○日程第16 議案第14号 上富良野町子どものための教育・保育給付に関する条例	5 3
○日程第17 議案第15号 上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例	5 6
○日程第18 議案第17号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	5 6
○日程第19 議案第18号 上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例	5 7
○日程第20 議案第19号 富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について	6 0
○日程第21 認定第 1 号 平成26年第3回定例会付託 議案第12号 平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について	6 0
○日程第22 認定第 2 号 平成26年第3回定例会付託 議案第11号 平成25年度上富良野町企業会計決算認定について	6 0
○日程第23 発議案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見について	6 1
○日程第24 閉会中の継続調査申出について	6 2
○閉 会 宣 告	6 2

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）	12月12日	原 案 可 決
2	平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
3	平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
4	平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
5	平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）	12月12日	原 案 可 決
6	平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
7	平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
8	平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	12月12日	原 案 可 決
9	平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
10	上富良野町行政手続条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
11	上富良野町スクールバス条例を廃止する条例	12月12日	原 案 可 決
12	上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例	12月12日	原 案 可 決
13	上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	12月12日	原 案 可 決
14	上富良野町子どものための教育・保育給付に関する条例	12月12日	原 案 可 決
15	上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
16	上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
17	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
18	上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例	12月12日	原 案 可 決
19	富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について	12月12日	原 案 可 決
	認 定		

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成26年第3回定例会付託 議案第12号 平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について	12月12日	認 定
2	平成26年第3回定例会付託 議案第11号 平成25年度上富良野町企業会計決算認定について	12月12日	認 定
	行 政 報 告	12月11日	
	町の一般行政について質問	12月11日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	12月11日	報 告
2	町内行政調査報告について	12月11日	報 告
3	議員派遣結果報告について	12月11日	報 告
4	議会報告会開催結果報告について	12月11日	報 告
5	委員会所管事務調査報告について	12月11日	報 告
	発 議		
1	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見について	12月12日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出について	12月12日	原 案 可 決

平成26年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成26年12月11日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 12月11日～12日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 町内行政調査報告について
第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 4号 議会報告会開催結果報告について
第 8 報告第 5号 委員会所管事務調査報告について
第 9 町の一般行政についての質問
-

○出席議員（13名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	6番	徳武 良弘 君
8番	谷 忠 君	9番	岩崎 治男 君
10番	中澤 良隆 君	11番	今村 辰義 君
12番	岡本 康裕 君	13番	長谷川 徳行 君
14番	西村 昭教 君		

○欠席議員（1名）

7番 中村 有秀 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会 計 管 理 者	菊池 哲雄 君	総 務 課 長	北川 和宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
子ども・子育て担当課長	吉岡 雅彦 君	町民生活課長	林 敬永 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成26年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月8日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営については、11月21日及び12月5日に議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議いたしました。今期定例会まで審議しました陳情、要望の件数は5件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

監査委員から、監査・毎月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案19件及び議長からの報告案件5件及び認定案件2件、議員からの発議案1件であります。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成26年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外2名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は、通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 小野 忠 君

3番 村上 和子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、12月12日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありましたので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降におきます町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、平成26年度の町表彰式についてであります。多くの御来賓の御臨席を賜り、11月3日に挙行いたしました。町の関係では、農業振興、消防業務、社会福祉の各分野において、長年にわたり大きな役割を果たされた10名に、社会貢献賞を授与いたしました。

教育委員会関係では、16名に文化奨励賞、18名6団体にスポーツ奨励賞の表彰をさせていただいたところであります。

国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲におきまして、危険業務従事者の防衛功労として、瑞宝双光章に1名、瑞宝単光章に2名が受章されました。受章されました皆様の御功績に対し、心より敬意をあらわしますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、全国町村長大会及びふるさと会等についてであります。11月19日の全国町村長大会に出

席するとともに、旭川十勝道路の整備促進に向けて、期成会関係首長の皆様と秋季の中央要望を行ってまいりました。また、上京中に、東京ふらの会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席をしてまいりました。

なお、札幌上富良野会総会につきましては、11月7日に開催され、関係者とともに出席し、当町にゆかりのある多くの方々とお会いし、有意義な時間を過ごさせていただきました。

次に、不採算地区病院に対する特別交付税経過措置に関する要望についてであります。昨年度末での経過措置終了が予定されておりましたが、昨年行いました中央要望の結果、制度内容の見直し検討を図るため、経過措置が1年延長されてきたところであります。

今年度は、経過措置病院への対応といたしまして、北海道及び関係3町で調整を図り、11月19日に連名による「公立病院に係る財政措置の充実に関する要望書」を総務省自治財政局に対し提出したところであります。

町立病院の維持は、町民の地域医療環境を支える基盤であり、さらには救急医療体制を初めとした圏域医療体制の一翼を担っていることから、その財政支援の確保について、引き続き関係する自治体や北海道と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、昨年度から事業を進めております超高速ブロードバンド環境整備事業の進捗状況についてであります。農村部及び十勝岳温泉地区の整備工事につきましては、本年6月30日に契約し、今月26日を工期として進めているところであります。

役場基地局を初め農村部及び十勝岳温泉地区における無線中継局の設置工事については、全ての設置が終了し、現在、工事完成に向けた機器調整等を行っている段階となっております。

また、11月12日からは、十勝岳温泉地区において試行運行を開始し、既に一部の温泉施設では、施設、利用者ともにインターネットを利用しているところであります。

農村部の皆様へのインターネット接続サービスにつきましては、来年4月からを予定しており、今月から来月にかけて、各農村地区での説明会を初め、利用希望者の事前申し込みの取りまとめを行ってまいります。

あわせて、農村部の皆様への単なるインターネット接続サービスにとどまらず、観光や防災・地域振興策に資する情報通信技術の利用を前提としてきましたことから、施設の有効活用を図るよう進めてまいります。

次に、緊急防災・減災事業についてであります

が、地域の元気臨時交付金を活用した防災備蓄施設を上富良野小学校敷地内に整備し、11月1日に完成したところであります。備蓄品につきましては、今後、策定いたします備蓄計画に基づいて整備を進めてまいります。

また、火山災害対策につきましては、9月の御嶽山噴火により多くの犠牲者が発生したことを踏まえ、活火山を抱える当町におきましても、登山者の安全確保など必要な対策を講ずるため、11月18日から20日にかけて、北海道並びに美瑛町とともに「十勝岳火山災害対策の充実強化に関する要望」として、シェルター等の避難施設整備について、関係省庁、国会議員に対し要望を行ってまいりました。

また、過日、上富良野町建設業協会様より、登山者用ヘルメット100個の寄贈を賜り、早速、登山口にありますが宿泊施設及び避難小屋へ配備をさせていただきました。

次に、自衛隊関係についてであります。11月10日に北海道基地協議会により「平成27年度基地関係予算の確保及び基地交付金等に関する要望、防衛施設周辺整備対策に関する中央要望」を、翌11日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会により「北海道の自衛隊体制強化を求める中央要望」を、それぞれ国会議員、自由民主党本部、防衛省に対し行ってまいりました。

また、9月9日から10日、10月16日から17日にかけて、富良野地方自衛隊協力会及び上富良野支部により「上富良野駐屯地現状規模堅持さらなる拡充を求める要望」を道内選出国會議員、防衛省に対して行ってまいりました。

次に、記念行事についてであります。9月13日の第3地对艦ミサイル連隊創立20周年記念行事を初めとして、多田弾薬支処創立58周年記念行事、自衛隊協力会上富良野支部女性部30周年記念行事、北海道殉職者隊員追悼式、北部方面隊創隊62周年記念行事にそれぞれ参加したところであります。

また、このたび富良野地方自衛隊協力会におきましては、防衛基盤の育成と自衛隊員の士気高揚に寄与した等、日頃の活動の功績が認められ、10月25日に防衛大臣感謝状をいただいたことを御報告いたします。

次に、保健福祉総合センター「かみん」についてであります。平成16年11月のオープンから10周年を迎え、この10周年を記念し、町内福祉事業所10施設の紹介や作品提示コーナーを「ふれあいホール」に設置し、多くの来場者にごらんいただいたところであります。あわせて11月の1カ月

間、健康遊浴施設の無料体験を実施し、プール45人、浴室81人の利用をいただきました。今後とも多くの町民の皆様にご利用されるよう、また本町の保健・福祉の拠点施設として、その機能を発揮してまいります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。それぞれ9月30日に申請受け付けを終了し、申請辞退や居所不明などにより申請のなかった方を除き、臨時福祉給付金については、支給対象1,605件に対し1,592件、2,847万円を、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、支給対象815件全てに対し1,406万円を支給したところであります。今後は、所得更正等が生じた場合などの対応を図りまして、事業の完了を迎えることとしております。

次に、臨時福祉生活支援、通称（ぬくもり生活応援券給付）事業についてであります。11月28日に対象世帯に対しまして申請書を同封し、お知らせしたところであります。12月1日から申請受け付けを開始し、12月9日現在、398名の方に商品券を交付させていただいているところであります。

次に、上富良野町子ども・子育て支援事業計画についてであります。ニーズ調査の分析結果の検証を進めるとともに、子ども・子育て会議における審議を重ね、10月に素案をまとめ、パブリック・コメントを経て、11月28日に計画策定したところであります。

本計画は、次年度からスタートする「子ども・子育て新制度」のもと、平成31年度までの5カ年間を計画期間とし、幼児教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために策定したものであります。今後におきましては、計画目標を達成するよう、計画に沿った着実な実践に努めてまいります。

次に、津市との交流についてであります。10月11日から12日に開催されました「津まつり」に、産業振興課長を初め観光協会職員を含む5名が訪問し、イベント会場において上富良野コーナーの設置、ラベンダー製品及び農産物等のPR、販売、また両市町間における交流の経過を紹介した写真パネルを展示し、来場者に上富良野町を広く紹介させていただいたところであります。今後も人材交流を初めとして、経済、スポーツ、さらには文化交流など、さまざまな分野において交流を深めてまいりたいと思います。

次に、「暴力団等の排除に関する合意書」の締結についてであります。当町暴力団排除の推進に関する条例に基づき、11月27日に富良野警察署と

の調印式を行ったところであります。

この締結により、町が発注する工事や公共施設の利用などからの暴力団排除に向けて、連絡協議体制が確立され、今後におきましても富良野警察署その他関係機関と連携を密にし、地域社会における安全・安心な社会の実現を目指してまいります。

次に、イベントの実施状況についてであります。町内各団体を中心に構成された「2014全国フットパスフォーラム in かみふらの実行委員会」が主催し、9月20日、21日の両日、「2014全国フットパスフォーラム in かみふらの」が開催され、道内外から約300名に及ぶ愛好者皆様の参加を得て、盛大に開催されたところであります。

両日とも天候に恵まれ、参加された皆様におかれましては、本町が風光明媚な町として、深い印象を抱かれたものと思っております。

次に、街なかの賑わいづくりの拠点として、セントラルプラザ横の中央コミュニティ広場に設置した大型テントの利用状況についてであります。町と商工会、農協、観光協会等で組織する「かみふらの街なか賑わい協議会」を設立し、7月3日の供用開始から、10月24日の天幕撤去までの104日間、管理運営を行ってまいりました。この間、19件、延べ1,266名の町民の皆様にご利用をいただいたところであり、来年以降におきましても、利用環境の向上とともにソフト面での充実を図り、より多くの皆様に御活用いただき、地域の活性化に努めてまいります。

次に、プレミアム商品券事業についてであります。11月17日から21日までの予約期間において、579組、5,790万円、1,239世帯の皆様が予約をされ、また、残りの21組、210万円分につきましても、引きかえ販売初日の12月1日には、完売したとの報告を受けているところであります。本事業を通じ、町民の地元での購買意欲を喚起し、地元経済の活性化につながることを期待しているところであります。

次に、治水砂防海岸事業促進同盟関係行事についてであります。10月29、30日にかけて栃木県日光市で開催された全国治水砂防協会理事・顧問会議及び現地視察に出席し、11月18日には東京で開催された全国治水砂防促進大会及び国土交通省への中央要望行動を行ってまいりました。今後におきましても、道内の河川砂防整備の促進はもとより、当町の河川砂防施設の整備がより進捗する取り組みとなるよう取り組んでまいります。

次に、町立病院の眼科の廃止についてであります。平成20年7月から富良野協会病院との病病連携により、眼科医師の派遣を受けて眼科診療を行っ

てまいりました。しかし、平成26年8月から、同病院の眼科の常勤医師が不在となったため、町立病院への派遣が中止され、休診としておりましたが、診療再開の見通しが立たないことから、平成27年1月1日をもって、診療科目から眼科を廃止するものであります。

次に、第51回町総合文化祭についてであります。11月1日から11月3日までの3日間、社会教育総合センターにおいて開催されました。今回の文化祭は、町民コンサートに12団体、芸能発表に18団体が参加されたほか、町民作品など1,050点の展示や協賛事業が開催され、延べ2,715名の方々に御来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。

あわせて10月31日は、特別協賛事業として、北海道舞台塾のふらの塾OBユニット公演が保健福祉総合センターにおいて開催され、215名が鑑賞されました。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、12月10日現在、件数で3件、事業費総額2億5,357万3,200円、本年度累計では57件、事業費総額9億9,417万4,560円となっております。

詳細につきましては、お手元に「平成26年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、総務課所管の財務事務を監査の対象として、平成26年度11月11日の1日間、平成26年度に執行された財務及びこれ

らに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページから13ページの例月現金出納検査結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成26年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内行政調査について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長（岡本康裕君） 報告第2号町内行政調査報告について。

ただいま上程いただきました報告第2号町内行政調査報告について御報告申し上げます。

平成26年第3回定例会において議決された町内行政調査について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成26年12月8日、議長あて。

総務産建常任委員長、岡本康裕。

厚生文教常任委員長、金子益三。

記。

1、調査の経過。

平成26年9月30日、全議員による合同調査として町内行政調査を実施し、町内の公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、15カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の資とすることとした。

調査時点では、工事などおおむね適正に進められているが、今後においても適正な施工・管理に努められたい。

調査した施設等は次のとおりである。

以下、15カ所については御高覧願います。

3、まとめ。

調査日以降（10）泉町南団地町営住宅新築工事において遅延が発覚し、工期に間に合わない事態となった。調査段階で懸念がありながら、所管委員会で精査検討しなかったことは対応としては不十分であった。今後は調査後において、必ず総括するものとする。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、今村辰義君。

○議会運営委員長（今村辰義君） ただいま上程されました報告第3号議員派遣結果報告について、報告書の朗読をもって御報告申し上げます。

裏面をごらんください。

報告第3号議員派遣結果報告書。

平成26年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、今村辰義。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1) 研修の経過。

本町議会は、平成26年10月21日に占冠村で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に12名が参加した。

(2) 研修の結果。

北海道町村議会議長会事務局長、村川寛海氏よ

り、「道州制について」の講演を聴講した。

2、上川管内町村議会議員研修会。

(1) 研修の経過。

本町議会は、平成26年10月28日に鷹栖町で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に11名が参加した。

(2) 研修の結果。

東京新聞・中京新聞論説副主幹、ジャーナリスト長谷川幸洋氏より「政局展望」の講演と、慶應義塾大学商学部教授、日本創成会議メンバー、樋口美雄氏より「地域の雇用と産業創成」の講演を聴講した。

以上、御報告申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号議会報告会開催結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、今村辰義君。

○議会運営委員長（今村辰義君） ただいま上程されました報告第4号議会報告会開催結果報告について、報告書の朗読をもって御報告申し上げます。

1ページ、おめくりください。

報告第4号議会報告会開催結果報告書。

平成26年第3回定例会において議決された議会報告会について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、今村辰義。

記。

1、開催の目的。

上富良野町自治基本条例による「議会の役割と責務」の趣旨に基づき、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため、昨年に引き続き全議員による議会報告会を町内2カ所で開催した。

2、開催日。

平成26年11月19日水曜日。

3、会場及び参加人数。

2会場、30人。

(1) 保健福祉総合センターかみん（夜間）8人。

(2) セントラルプラザ（夜間）22人。

4、出席議員数。

(1) 1班（保健福祉総合センターかみん）7

人。

(2) 2班(セントラルプラザ) 6人。

5、議会報告及び懇談内容等。

(1) 議会報告。

平成26年第1回定例会から第3回定例会までの主な議決事件及び常任委員会の調査報告等について、担当議員により説明を行うとともに、質疑応答を行った。

(2) 懇談。

「議員定数と報酬について」のテーマのほか、参加された町民の方から自由に発言をいただき、懇談を行った。

まちづくり全般について、参加者から多くの意見・質問が寄せられ、議員との懇談が図られた。

(3) 参加者のアンケート調査を実施した。

6、結果報告。

両会場で寄せられた意見などをまとめ、「かみふらの議会だより」で周知報告する。

7、まとめ。

(1) 今回の議会報告会も第4回報告会と同様、2部構成として行い、第1部の定例会及び委員会の説明では、審議・調査された議事について説明を行った。

また、第2部では参加者と議会との直接的な懇談の場を設けて、住民の質問に議会が答えるという一方通行ではなく、住民からまちづくりの意見を聞くという、相互の意見交換が図られた。

議員定数と報酬については、削減、現状維持など多くの意見をいただいたが、これらの意見を議員個々が重く受けとめながら、今後の検討に資していく。今後も引き続き幅広い住民の意見を聞きながら、議会活性化とともに住民に身近で開かれた議会を目指していく。

(2) 今回の議会報告会において、住民から出された要望等で重要なものについては、町長に書面で提出し、今後の町政の参考とするよう求めていく。

(3) 多くの方が参加するよう、より興味を持ちやすい議会報告会のテーマや、参加しやすい実施方法などについて検討する必要がある。

以上でございます。御審議を賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川德行君) 御質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第8 報告第5号

○副議長(長谷川德行君) 日程第8 報告第5号

委員会所管事務調査報告について、各常任委員長より報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長(岡本康裕君) 報告第5号委員会所管事務調査報告について。

次の委員会から会議規則第75条の規定により申し出のあった閉会中の継続調査について、同規則第77条の規定により、別紙のとおり報告があったので提出する。

平成26年12月11日提出。

上富良野町議長、西村昭教。

記。

総務産建常任委員長、岡本康裕。

厚生文教常任委員長、金子益三。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

調査事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

本委員会は、平成26年第1回定例会において、本委員会の閉会中の継続調査に付託された先進市町村行政調査について、平成26年6月から4回の委員会を開催し、「6次産業化について」及び「商工振興について」のテーマから「特産品等開発と販路について」「商店街空き店舗対策等について」「御当地キャラクターの活用について」を調査課題とし、現状把握とともに先進市町村の選定調査などを行い、平成26年10月14日から17日までの間、栃木県茂木町、茨城県茨城町、千葉県横芝光町を視察し、調査を行った。

以下、項目ごとにまとめを読み上げ、報告といたします。

3ページをごらんください。

6次産業化の取り組みについては、行政が主体となって加工販売に携わっている例、新しい特産品の開発に携わっている例、事業者が主体となり行政の関与は少ない例と、三者三様の取り組みが見られた。行政が中心となり進められていた背景には、農家個人が行うには、施設整備などの資金の確保・販路の確保・品質の確保・衛生面の確保など多くのリスクが伴うことが予想されることから、当面は、民間の事業者の力をかり、特産品の開発、加工と販売を手がけることができる事業者に委託し、町が主導して6次産業化の取り組みが実施されている。

今後、町が6次産業化の取り組みを行う上で重要だと考えるのは、既に実施している農業者や新規に参入したいと考えている農業者等による商品開発や加工設備、直売所の設置等の取り組みが促進される

よう、人材育成のための講座の開設、融資や補助金等の支援体制を整備するなど、行政の持続的な支援体制が欠かせないと考える。

また、単体の事業にとどまらず、その町全体の方向性を考え、6次産業・雇用・移住定住等、複合的な施策を通じて大きな視点での取り組みが必要である。

4ページをごらんください。

商店街空き店舗対策等については、首長の強いリーダーシップのもと、調査に基づき国・県の補助等を有効活用し、あわせて中心市街地拠点整備も含めて、面で整備していたのが特徴的であった。また、今後の人口減少も念頭に置きながら、魅力ある町を目指し、移住・定住がより一層図られ、また雇用の創出ができるよう整備している印象を強く感じ取れた。今後、行政がどのようなまちづくりをしていくのかを、関係各機関との調整をし、また町民の参画・協働を通じて検討していく必要を感じた。

5ページをごらんください。

御当地キャラクターの活用等については、研修先をキャラクターに共通するのは、キャラクター自身に人格を持たせ、積極的に行動し、日常の出来事を町内はもとより全国に広く情報発信する事で、キャラクター視点から見た町の魅力をPRしていた。また、中に入る人間も緊急雇用創出事業等で雇用した女性を登用し、かわいい動きを演出し、より愛される工夫をしていた。また、付き添いの人間の衣装や帽子などの小道具にも工夫を凝らし、セットでPRしていたのが特徴的であった。

関連グッズに関しても、多種多様なものを取りそろえていた。特筆すべきは、その町の衣料業者と提携してキャラクターの入ったTシャツやポロシャツを販売していた。官民挙げた取り組みによって、地元を盛り上げる工夫がなされていた。

上富良野町の町と観光・農産物のPRのためにも、今後とも「らべとん」の積極的な活用が求められる。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、厚生文教常任委員長、金子益三君。

○厚生文教常任委員長（金子益三君） 次に、厚生文教常任委員会から報告をいたします。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年12月1日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

厚生文教常任委員長、金子益三。

記。

調査事件名。

1、特別養護老人ホームラベンダーハイツの運営について。2、健康寿命の延伸について。

調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「特別養護老人ホームラベンダーハイツの運営について」と「健康寿命の延伸について」に決定し、平成25年6回、平成26年7回、計13回にわたり委員会を開催し、その結果を次により報告する。

調査の結果。

(1)「特別養護老人ホームラベンダーハイツの運営について」。

ラベンダーハイツの現状。

昭和59年4月1日に開設され、定員50名の多床室で運営されている。その後、平成4年に定員25名のデイサービス事業、平成11年に定員10名の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護いわゆる（ショートステイ）事業を行い、平成26年には給食業務が委託となり、それにかかわる臨時職員は、委託先の業者に再雇用されている状況であります。

ラベンダーハイツの施設及び設備整備状況については、平成7年にボイラーの更新、平成8年から9年にかけて暖房の大規模改修、平成10年に一般及び介護浴室の改修が行われ、平成13年から14年に屋根及び外壁の改修、平成17年には給湯暖房ボイラーと下水道整備の改修がされ、平成23年にはスプリンクラーの新設、平成24年、25年にトイレの改修を行い、今後はさらに大規模な中間浴室やボイラーの改修が予定をされております。

ラベンダーハイツ介護サービスの利用状況について。

特別養護老人ホームにおきましては、平成25年、1日平均として48名、ショートステイにおいては、平成25年、1日平均8名、デイサービス事業においては、平成25年、1日平均19.5名のサービス状況となっております。

富良野圏域の介護施設「特別養護老人ホーム」の状況につきましては、当町におきましては、昭和59年4月開所のラベンダーハイツが50床のベッド数の多床室で、公設公営。中富良野町におきましては、こぶし苑が平成17年12月に、同じく30床で多床室、公設公営が行われており、富良野市においては北の峯ハイツが昭和54年1月に開設され、その後、平成25年4月に移転新築が行われ、現在、120床の個室型として民設民営で行われており、南富良野町におきましては平成22年4月から民間移譲がされ、一味園、ふくしあにおいて、それ

ぞれ50床ずつ多床室と個室型で、公設民営で行われている状況でございます。

特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」の課題につきましては、介護職員、看護職員の確保について。

介護職員、看護職員の確保は、安定した事業の運営には欠かせない常時の課題であり、安定した良質なサービス提供を維持するためには、人員確保のための処遇改善など、何らかの対応を図る必要がある。

長期的展望に立った整備計画の策定について。

ラベンダーハイツは、昭和59年4月に開設し、ことしで30年目を迎え、これまで各種の改修を行い施設を維持してきたが、全体的に老朽化している状況にある。今後の多様化・高度化する利用者ニーズに対応できる個室型の部屋がなく、多床型のみづくりとなっている。

第6期介護保険制度改正に係る対応について。

介護保険法改正が予定されている平成27年度第6期の初年度以降の財政措置については不透明な状況であり、今後、施設の経営状況の推移を見きわめながら、適切な運営を図っていく必要がある。

小規模特養（50床）の規模について。

一般的に特養の経営で採算がとれる適正な規模は、100床程度が最も効率的と言われている。今後は、効率的な利用者確保を図るとともに、経営改善や財源確保の観点からも、増床の調査研究を重ねる必要がある。

まとめ。

ラベンダーハイツは、建設から既に30年が経過し、開所された当時の社会的背景としては、高齢化率も9.92%と低く、いわゆる高齢者の収容の場として位置づけがされていた。その後、収容の場から生活の場へと老人ホームのあり方が変化し、より人権を重視した施設運営が求められてきた。

近年、特別養護老人ホームも公設公営から社会福祉法人など民間への移譲を行い、入所者のプライバシー保護やプライベート空間の確保などの面から、個室化によるユニット化がふえている。

富良野圏域でも南富良野町は、平成22年に行政から社会福祉法人に管理運営を移譲し、個室ユニットの特養も運営がされている。

また、富良野市は、昭和54年に開設された多床室の施設も平成25年には、郊外の北の峯地区から市街地区に、完全個室ユニット型介護施設の特養として移設新築がされた。

先進地の視察先においても、地元の社会福祉法人が移譲を受けて、公設民営化で運営をしている例が老朽化した施設を民間の社会福祉法人が新たに新築

をして、民設民営を行った例もあり、入所者にも働く従業員にも、さらには地域の介護のためにも、「三方よし」の福祉政策がとられている地域なども非常に多くなっている。

入所者や家族のニーズの多様化や社会状況の変化に伴い、我が町のラベンダーハイツも近い将来までに公設民営化、民設民営化などのあり方も検討する必要がある。

超高齢社会で、居宅介護では支えきれない状況が想定される中で、現在、50床のラベンダーハイツも増床を視野に入れ、多床室と個室の混合型など、さまざまな介護施設の運営が望まれる。

施設に入所した高齢者が、社会的に孤立しないように生活の場として、地域と共存・共栄する施設が求められる。

次に、「健康寿命の延伸について」。

国では、平成25年からの第2次健康日本21計画において、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」が重要推進事項に定められていることから、本町においても、高齢者になっても健康で自立して暮らすことができる期間をいかに長く保つかが、超高齢社会の最も重要な基本戦略の一つとして位置づけられていることから、「健康寿命の延伸」をテーマに掲げるものとする。

上富良野町の平均寿命と健康寿命について。

平成22年の我が町の平均寿命は、男性79.55歳、女性86.30歳で、健康寿命は男性70.42歳、女性73.62歳となっている。

この平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味し、この差は、男性が9.13歳、女性12.68歳となっている。

上富良野町の健康寿命延伸の取り組み状況について。

健康日本21計画（第2次）における「健康寿命の延伸」の位置づけにおいて、生活習慣病の1次予防を重視した国民健康づくり運動を推し進めている。本町においても、「健康かみふらの21」健康増進計画で、生活習慣病の発症予防と重度化予防、社会生活に必要な機能の維持向上を最重要課題に位置づけ、健康寿命の延伸に積極的に取り組んでいる。

特定健診と特定保健指導実施率について。

多くの市町村では、特定健診の受診率が低迷する中で、本町の特定健診の受診率は、平成22年度においては73.2%で全道1位、特定保健指導の実施率は81.7%で全道6位と、高位置をおさめていることは特筆に値する。

健康づくりの推進体制について。

行政の推進体制は、保健福祉課が中心となり、特

定健診、特定保健指導、がん検診、食生活改善、歯科検診、介護予防等の事業を行っている。

国保担当部局の町民生活課においては、住民を対象とした健康づくり講演会や健康教室等を開催してきている。

また、教育委員会においては、体育協会や総合型地域スポーツクラブの協力のもと、スポーツ団体の育成や体力増強の各種教室や講演会を開催している。

住民の健康づくりとして、住民会単位で定期的なフロアカーリングやパークゴルフ大会や練習を行っており、住民個人ではウォーキング、ジョギング、自転車、パークゴルフ、ふまねっとなど、体力増強や維持活動が行われている。

「健康づくり推進のまち」宣言について。

町では、平成26年2月8日に「健康づくり推進のまち」宣言を行い、さらなる健康長寿の町を目指している。

その他の取り組みとして、学童・若年者健診、後期高齢者健診、無保険者健診の実施と受診促進。国保加入者以外の希望者の保健指導実施。がん検診受診率向上対策。健康学習の実施、健康知識の普及啓発活動の推進。歯周病等への歯科対策の推進を行っております。

今後の課題として、健康寿命の延伸は、住民個人の「健康」に対する考え方によることが大きいことから、健康づくりに対する意識をさらに高めていくことが最も重要なことと考えられる。

健康づくりの目標の明確化については、数値化・数量化した目標を掲げ、町民の健康寿命を何年延長するか、運動大好き人口を何%にといった目標を数値化し、その目標に向かい、着実に住民と一体となって健康づくりを進めるべきである。

喚起事業の充実。

みずからの健康はみずからつくるのが基本であるが、住民の気づきとやる気を起こさせることが必要であり、住民自身が気づき、そしてやる気を起こさせるような施策の充実が求められる。

健康づくり推進体制。

行政組織内の推進体制としては、行政組織の関係部署を連携させ、推進体制をつくることが期待される。

地域力を活用した推進体制の充実としては、行政と地域が一体となって取り組む必要がある。

「健康づくり推進のまち」を活用し、宣言後、2月9日から15日までを「健康づくり推進週間」と位置づけ、各施設の無料開放等を行ったが、継続的に「健康づくり推進週間」を設定し、住民の意識向上を図るべきである。

まとめ。

上富良野町の健康づくりの取り組みは、他の市町村の模範となるほど充実している。特に、特定健診受診率、特定保健指導終了率は、全道市町村の中でもトップを競い合っていることは、元気で長生きをしたいという誰もの願いと、医療費や介護給付費の削減に大きく貢献していることは、大きな成果と評価するものである。しかしながら、健康寿命の延伸は、特定健診受診率や特定保健指導率を向上させることが目的ではなく、あくまでも住民一人一人の健康寿命を延伸、生き生きとした豊かな暮らしを持続することが究極の目的と考える。

そのためには、健康寿命を延ばすための施策を明確にし、ターゲットの絞り込み、地域力の積極的な活用などを進め、「健康づくり推進のまち」宣言にふさわしい健康寿命の町の実現のために、主役である町民と行政との協働を進めていくことが強く望まれる。

なお、13ページにあります委員会における審議の経過については、御高覧いただいておりますことから省略させていただきます。

以上、厚生文教常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

今、各委員会より報告された報告書について十分参考とされ、今後の行政運営に反映されますことを御期待いたします。

◎日程第9 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります2項目5点について質問させていただきます。

1項目めは、人口減少時代に対応した町独自の支援事業の展開を。

1点目は、街コンの考えは。

ライフスタイルの多様化により、男女ともに独身であることに対する抵抗が弱くなり、晩婚化の傾向にある。また、結婚をしない選択をする男女もふえており、これらの独身者に対して出会いの場を創出し、婚活を促すためにも街コンを実施してはどう

か。

2点目は、出生祝い金を。

日本創成会議の発表によると、2010年から2040年にかけて、道内の147市町村で子どもを産む中心世代の20歳から39歳の女性が5割以上減ると予測された。人口が減ると税収が減り、公共サービスや社会インフラの水準が低下するおそれがある。また、上富良野町の合計特殊出生率は1.66人、(平成24年現在)であり、北海道では13位となっている。5年後の計画も上昇する見込みはなく、出生した第1子・第2子・第3子に対して出生祝い金を支給してはどうか。

3点目は、不妊治療費助成を。

晩婚化の影響から、不妊に悩む夫婦が年々ふえている。しかし、高度な不妊治療は医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる。町独自の支援策として、治療に要する費用の一部を助成してはどうか。

4点目は、保育情報の窓口設置を。

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法などが改正された。町に子どもを預ける施設や子育てに関する相談を一括して行える窓口を設置してはどうか。

町長にお伺いいたします。

2項目めは、江幌小学閉校後の利活用について。

江幌・静修住民会では、利活用したいが住民会で維持管理を行い、利活用していくには荷が重いという結論になった。この意見を行政としてはどのように受けとめ、考えていくのか。地域の核である小学校がなくなることは一抹の寂しさを覚え、周辺住民の思いを生かすためにも行政側から、維持管理等行う人材を派遣し利活用できないか、町長と教育長にお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 3番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの人口減少時代に対応した町独自の支援策に関します4点の御質問にお答えをさせていただきます。

我が国は、いよいよ人口減少時代を迎え、地域社会の持続性が大きな懸念となっているところであります。ことしの春、日本創成会議におきまして、2010年から2040年までの間に、20歳から39歳の女性人口が5割以上減少する市町村は896にのぼり、全自治体の49.8%になり、そのうち人口が1万人を切る市町村は523自治体に及び、このままでは消滅する可能性が高いと言わざるを得

ないという、衝撃的な試算結果が発表されたところであります。このようなことから人口減少問題、少子化問題は、議員と同様に極めて大きな課題であると認識しているところであります。

また、結婚や出産につきましては社会の価値観が多様化し、さまざまな生活スタイルの中からそれぞれが選択し、人生設計をされているということを理解し、また、社会背景等を見きわめながら対応していく必要があると受けとめているところであります。

そこで、1点目の婚活を促すための街コンの実施についてであります。これまで町では農業後継者のパートナー対策として実施している、アグリパートナー事業、駐屯地曹友会が実施するふれあいパーティー事業などの支援・協力をしているところであり、今後におきましても引き続き関係団体に対しまして、支援・協力を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、町におきましては、さまざまなイベント等が実施されておりますが、それらのイベント等に若者が積極的に参加していただけるような創意工夫を検討し、その中で出会いの機会がふえることを期待しているところであり、町が独自に実施することは想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の出生祝い金についてであります。子どもの誕生は御家族のみならず、地域社会にとりましても大変喜ばしいことであり、町といたしましては、安心して出産・子育てができるよう相談体制や多様な支援の仕組みなど、子育て環境の整備に努めていくことは、何より大切であると受けとめておりますことから、直接的な給付制度を創設する考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の不妊治療に対する町独自の助成についてであります。体外受精など高額な費用を要する特定不妊治療に対しましては、北海道の助成が制度化されており、みずからの選択の中でこれらの治療を希望される場合にありましては、北海道の制度をしっかりと説明し活用していただくことで、現時点におきまして、町独自の支援策の必要性を考慮しなければならぬ状況とは判断しておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に、4点目の子育てに関する相談窓口についてであります。子ども・子育て支援制度における地域子育て支援事業の一つとして利用者支援事業があり、このたび策定した本町の子ども・子育て支援事業計画にもありますように、その調整機関を保健福祉課とし、子育て支援班を初め子どもセンター、健康推進班、教育委員会、さらには民間の幼稚園や保

育所など、どこに相談しても必ず必要な支援につながるができるよう、連携体制を図っていくこととしております。

町では、妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊婦相談、乳児全戸訪問、乳幼児健診のほかさまざまな子育て支援や発達支援事業、育児サークル支援、地域支援事業等により、子育て支援体制の基盤は一定程度確保されているものと理解しているところでありまして、引き続き連携体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の2項目目、江幌小学校閉校後の利活用に関する御質問にお答えいたします。

江幌小学校は、明治43年4月に上富良野第2教習所が西8線北28号に開校、明治45年に江幌尋常小学校に改称し、昭和4年には静修特別教授場と併合し、現在地に校舎が移転されました。この間、1,300人を超える多くの卒業生を輩出し、地域における人材育成とともに、地域振興と文化活動の拠点として大きな役割を果たしてまいりました。

平成3年度からは特認校として、小規模校ならではの特色ある教育を進めるとともに、平成22年には開校100周年を迎えたところではありますが、児童数の減少などから来年3月をもって閉校し、104年の長い歴史に幕をおろすことになりました。現在の学校は、平成2年に建設され、校舎と体育館が一体の建物で、面積は約961平方メートルであります。

閉校後の利活用であります、江幌・静修両住民会長を通じ、地域の意向を伺ったところ、次の3点を要望されたところあります。

1点目として、江幌小学校の体育館で現在ミニバレーを行っているほか、最近が高齢者を中心にフロアカーリングが広まっており、閉校後も継続した利用をお願いしたい。

2点目として、地域の集会施設である公民館江幌分館が老朽化しているため、清富地区にある多世代交流センターと同じように、地域の会館として利用をお願いしたい。

3点目として、災害の避難所でもあるため、閉校後も引き続き避難所機能として残すようお願いしたい。

この中で、2点目の旧清富小学校と同様の利活用につきましては、公民館江幌分館を地域の集会施設として利用している現状から、その考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

今後、地域におきましては、高齢化や人口減少問題など将来の地域コミュニティーの課題もありますことから、町においては民間活力も含めた幅広い利活用の検討を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1点目の街コンを考えてはというところでございますが、人口減少問題と少子化問題は、私と同じ極めて大きな課題であるということで、町長も認識されているということで、私も意を強くしたところでございますが、それであればやっぱりこのままですと、男女の自由にゆだねておりますと、だんだん晩婚化が進みますし、人口減少になると考えますので、総務課で企画をしていただいて、ホームページに「街コン始めましたよ」ということで、参加者、希望は申し込んでくださいということで、男女ともに会費は3,000円ぐらい、それで年齢はこれは考えていただくこととして、50ぐらいなら50ぐらいまでということで、そうやってホームページに載せていただいて、そして産業振興課、農業委員会、町民生活課、教育委員会とかにも声をかけて協力をしていただいて、そしてポスターは3カ月前ぐらいに作成しまして、コンビニさんに協力をもらってポスターを張らせていただいて、そうしますと余りお金もかけないで、15万円ぐらい予算がありますと、できるかなということでございます。

余りお金もかかりませんので、そして申し込みを見て、これらのお手伝いをしてくださる方、実行委員さんを募ってやってみるという、今、男女の方にお聞きしますと出会いの場が余らないと、出会える機会も余らないのだと、こういう話をいっぱい聞いておりますので、どうでしょうか。とかく行政でやると堅くなってしまうのでということをよくおっしゃるのですけれども、少しそこは柔軟に考えていただいて、取り組みをお考えいただけないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の婚活に対します御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えで申し上げましたように、私も結婚適齢期を迎えた方々が晩婚化になってきている、あるいは結婚を選ばないと、そういうライフスタイルを選ばれる方が最近多いということは、これは社会問題として考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そういう中で、出会いの機会をどのようにつくってあげるかということは非常に大切であります。先

ほど申し上げましたように、私の考えといたしましては、やはりそういったグループだとか、あるいはサークル、あるいは組織団体、そういった方々が主体に機会を議員から御提言ございましたような形で、そういう仕組みづくりは可能だと思いたしてもやはり中身をどのようにするかということが、非常に大切だと思うのです。

そういうことから、不特定多数と申しましょか、そういう表現が正しいかどうかわかりませんが、皆さん、どこからでもどなたでもいらしてくださいというような形での果たして中身が充実するかということを考えると、やはり願わくば昔のような世話焼きおばあさんがいてくれれば一番いいのですが、最近そういうわけにいきませんので、冒頭申し上げましたように、いろいろな上富良野で言えばアグリパートナー事業だとか、あるいは曹友会の皆さん方の事業だとかと、そういったことにしっかりとこれからも支援させていただくことのほうが、結果として実はいいのではないかと、実りはあるのではないかなというふうに考えおりますので、ぜひそういう機会を数多くつくっていきなというふうに考えているところでございます。

御理解をいただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 再質問させていただきます。

こういった方法でいたしますと、地元の女性よりも地元以外の方が申し込んでくださるということで、今、美瑛町では、上富良野と同じような人口ですけれども、社会福祉協議会なんかには結婚相談所というのがありまして、美瑛町もやっぱり自衛隊なんかには問い合わせがあるそうで、こういうことを町でするのであれば、自衛隊のほうも何とか情報を提供したい。自衛隊さん何かも、人を送り込みたいというようなお話もありますので、ぜひこういった、お金も余りかかりませんので、そういったポスターをつくっていただくとか、ホームページに載せていただくとか、この申し込みが地元以外の方、女性が申し込んでくださるということで定住、人口増にもつながるかなということで、一度これやってみていただく、支援をするよと町長はおっしゃるのですけれども、町のほうでもぜひこう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の再度の婚活に對します御質問にお答えさせていただきます。

今、御質問の中に、御意見の中にありましたように、どういった組織か、あるいはどういった機関かが結婚問題といいましょうか、そういうことのお話

をお聞きしたり、あるいは情報提供したりするという仕組みは、これはやっぱりあっていいのだなというように感じて受けとめております。それはどこが担うかは別といたしましても、そういうような人口定住者がふえる、あるいは人口を確保するということは、私も非常に大きな問題だと思っておりますので、そういうところに結ぶような方法があれば、今、議員から御提言ございましたようなことも含めて、町として取り組めるものがあれば取り組むようなことは、これからも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしく願いいたします。

では、2点目の出生祝い金のところですけれども、給付制度を創設する考えはないということをおっしゃって答弁いただいたのですけれども、8年前、上富良野町で143名ぐらいの子どもさん出生いたしておりまして、もう8年で90名ぐらいになりまして、50名ぐらい出生率が落ちてきているということで、出生率も道内一、二を争って1.83ぐらいだったのですけれども、今は1.66ということで、これでも高いほうですけれども、各道内から見ますと。でも8年前と比べて、既に50名ぐらい出生率が落ちてきていると、第2子、第3子もうけたいなと思いましても、また経済的なことが大変でございまして、児童手当も国とか道で出されておりますけれども、これら見ましても町は1,551万円ぐらい。

それから、子育て支援等も、ごみ袋1歳の誕生祝いとかやっていたいております、いろいろと。子育て支援事業やっていたのですけれども、これを見ましても860万円ぐらいと、それから母子保健のほうもやっていたのですけれども、いろいろやっていたのですけれども、何といたって子育てには大変お金がかかることとございますし、結婚も経済面の支援、経済的なきちとした基盤ができなければということもありますし、今、国のほうでは360万円未満は5歳までの教育費無償にするということ、文科省で検討していたのですけれども、解散になりましたので、ちょっとこちら辺はどうなるのかなと思うのですけれども、そういうことを考えますと、特殊出生率も少し回復を狙って1.8を目指すような計画、計画は1.66で横ばいのような計画されておりますし、やっぱり第1子誕生されましたら、「あなたは上富良野町の宝物だと、よく産まれてくださいました」というような感じのお祝い金、子育ての予算が、優先順位は一番高いのではないかと。

やっぱり大体で子育て、子どもさんの関係で3、000万円ぐらいの予算でしょうか、全体を眺めますと、やっぱり子育てのほうの予算がちょっと、もう少し取ってもいいのではないかな。第1子、あなたは宝物、上富良野町にとって本当にお子さんに対するお祝い金これを考えても、児童手当があるのではないかといろいろ言われるかもしれませんが、それは国・道からの大分補助金もいただいていますので、上富良野自体を考えますと、もう少し子どもさんに予算を取ってもいいのではないかとこのように考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の子どもに対する給付制度についての御質問にお答えさせていただきます。

町といたしまして、おかげさまで出生率につきましては、全道と比較いたしましてもあるいは全国と比較いたしましても、割と上位に位置している恵まれた状況でございます。しかし、まだまだ町の思いとしては、高い出生率を望むわけでございますけれども、いろいろ今までも議会の皆さんとも議論の中で、私もお答えさせていただいておりますけれども、やはり私は上富良野町の姿勢として妊娠から就学に至るまで、確かにおめでたいということでお祝いをしてあげることも、それは有用ではあるということは十分理解できますけれども、しかし、やはりどの時点においてもしっかりとサポートされ、支えられているという安心感を若い世代の皆さん方に与えていくということは、今の政治のキャッチフレーズではないですけれども、切れ目がなくどこまでもしっかりとサポートされているという仕組みを厚くしていくことが、やはり究極的には安心して出産をしていただける、安心して子どもを育てていただける基本であろうというふうに考えおりますので、限られた財政の中でどのように出産・子育てをしていくという観点から考えますと、やはり日常のそういった支援体制を厚くしていくほうに町民の大事な血税を向けていくことが、私は安定したまちづくりにつながるものと理解しておりますので、給付事業につきましては、そういう考えは持ち合わせていないことを御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） では、子育て環境のほうに厚くするように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の不妊治療費の助成のところですけれども、この質問は、何回か前に1回させていただいております、これできょう2回目なのです

けれども、前回、検討してみるというような答弁いただいたのですけれども、今現在、道のほうからで通算5回助成されていますけれども、ことしの4月1日から新たに助成を利用する妻の年齢が43歳以上の場合は、助成が3回になったのですよ。それで、そこのところを何とか、前と同じような通算5回にならないかどうかということと、それと、これが進んでいかないのは町として、どういった方が不妊治療されているかという状況を把握していらっしゃるらないところが、ちょっと進んでいかない原因なのかなと思うのですけれども、それと、国のほうでもどんどん変わってくるわけなのです、助成方法が。それで、この手続も物すごい複雑でして、五つぐらい資料がいるのです。

それで、この資料の五つを省くわけにはいきませんが、助成のほう、ことし4月からこのように変わっておりますので、その変わった部分についてでもどうなんでしょうか、お考えしていただけないでしょうかと思いますが、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の不妊治療に対します助成についての御質問にお答えさせていただきます。

以前にも議員から御質問をちょうだいしておりますが、そのときもお答えさせていただいておりますが、御質問の中でありました、本町の実態につきましては現場のほうで把握しておりますので、必要であればお知らせさせていただきますが、制度につきましては、本年の4月から一部受けられる助成の回数が変わったという実態はございます。平成28年からは、さらに見直しがされるというふうに伺っておりますが、現在、ほかの現課におきまして、町村独自の助成事業を行っているような実例も伺っております。どこの町村にお聞きいたしましても、非常に北海道の行っております助成事業を超えて、それを望まれるという仕組みは持っていないと、多くの自治体です、そういうようなお話も伺っております。

しかしながら、少ないからいいのかということではございませんが、当町におきましても非常に、今、聞いている限りでは過去に、いつか大変複数の方々がお利用されたと、事業を受けたということをお聞きしておりますけれども、最近の状況の限りにおきましては緊急性等を考えると、少し検討する期間があってもいいのかなというふうに理解しております、あの制度を議員からお話がありましたような、町でも応援してあげること大事ではないのということをお断りするわけではございませんけれども、少し状況を検討する期間がまだあってもいいのかなと

いうふうに理解しておるところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思います。もう28年と言いましても来年27年でするので、途中で挫折される方がいらっしゃいますので、その点、今、継続するような感じでひとつ考えていただきたいなと思います。

それから、4点目の地域に保育所情報の窓口の設置のところでございますが、今度、子ども・子育て支援新事業の中に、子どもを預ける施設探しですとか、新しい制度で今後1号、2号、3号、幼稚園や保育所を利用するときには、自治体から認定を受けることが原則となりましたし、保護者の就労などで保育の必要性がある場合は2号、3歳以上、それから3号はゼロ歳から2歳、利用できるサービスの範囲も異なるわけなのでね。

そういったことで設置機関が、保健福祉課だということであれば、大元は保健福祉課ですので、やっぱり利用者の支援事業として情報を集約して、まとめて相談できる場を設けることが盛り込まれているわけですので、そういったことをわかりやすく保健福祉課の中に子育て支援班がございますけれども、こういったすごい環境が変わりますので、今度、保育事業が。そういったことで、総合のここが窓口ですよというような感じで設置をしていただいて、わかりやすいようにしていただきたいと思うのですけれども、その取り組みについてはいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の子育てに関する相談窓口についての御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの御質問は、保育事業に関することが主眼なのかなというふうに理解しております。

町といたしましては、先ほど当初のお答えで申し上げましたように、ワンストップサービスができるように、例えば保育に関する事項、あるいは育児に関する事柄、あるいはお子様の病気等に関する事柄、そういったものはどの部署へ行ってもきちっと御説明できるような連携体制は、一定程度整っているということでお答えさせていただいたところでございます。

保育に関する相談も、その目的に沿った場所へ行っただけであれば、必ず保育に関する事項は全て御説明できるような状況に、現在、既になっているというふうに私は理解しておりますので、もし、そういったことでまだ十分なそういった体制が整っていないと感じる部分がありましたら、それはほとんどんおっしゃっていただければ改善もいたしますし、

今、あちらへ行って聞いてください、こちらへ行って聞いてくださいというような御不便はおかけしていないというふうに理解しておりますので、もし私の思いと違う部分がありましたら、ぜひ御指導いただければと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 横の連携、保健福祉課に設置するというところで、子育て会議の中にもうたわれておりますので、あっちへ行きなさい、こっちへ来なさいということにならないように、今、町長、おっしゃいましたけれども、ぜひ横の連携をひとつよくしていただくように相談窓口、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次の2項目めの江幌小学校、閉校後の利活用についてでございますが、町長と教育長に再質問させていただきたいと思います。

104年の長い歴史に幕をおろすということになりまして、大変寂しく感じているところでございますけれども、江幌小学校の閉校後の利活用については、地域の会館としての利用は江幌会館がありますので、分館がありますので、集会所としての利用は考えていないということをしていただきましたけれども、そのほかについては町としては、民間活力を含めた幅広い利活用を検討を行うという御答弁をいただいたのですけれども、それであれば民間でこうした場所を借りて何か事業を行いたいということ、そういったことがありましたときには、それに応じていただくことができるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員からの江幌小学校閉校後の利活用についての御質問にお答えいたします。

今、民間活力という部分で売却になるのか、貸与なのか、具体的な話は全く進んでおりませんし、今、御質問あった部分については、その相手から話があったときに、さまざまなことに対応していくという形で考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） そういった方がないこともありませんので、そういった場合には相談に乗っていただいて、そのときに住民会の要望も避難場所、これは絶対必要だと思いますので、やっぱり避難場所としての機能を備えるということは、これは条件的にはいずれにしても大事なことだと考えているのですけれども、住民会の今言われているところを条件も飲んでいただくと言ったらあれですけれども、できることとできないことがあるとは思っておりますけれども、そういったもし民間はないこともありませ

るので、そういった方がこことをとということになった場合には、住民会の意向も取り入れていただけるような努力をされるのかどうか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、1番の部分、体育館の部分が続けて利用したいとか、3点目にお話のあった避難所施設としての部分についての御質問かと思えますけれども、ともかく相手が貸与にするのか、譲渡するののかだとかいろいろな条件が、まず相手が出てきたときにはあります。

住民会のほうから、こういう部分でという御要望については当然相手が許せば、そういうふうな対応を極力とりたいたいというふうに思っております。

また、避難所についてでありますけれども、避難所については今回の防災計画の改正したときに、それまで江幌分館が避難所と指定されていましたが、それらを江幌小学校に改正したばかりでございます。それは閉校になるということをご想定してなかったものですから、そういう結果になったのでありますけれども、避難所については、それら江幌分館に直すというようなことも対応としてございますので、それらの部分で御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問、次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 私は、6項目について、町長に質問いたします。

第1点目は、福祉避難施設の指定についてお伺いいたします。

福祉避難施設の指定は、災害時における福祉避難所として利用されるというのが現状であります。既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難施設では生活に支障が出るということが予想される人に対してケアが行われ、要支援者に配慮した避難所のこととされています。しかし、

上富良野町においては、明確な福祉避難施設の指定がないというのが現状であります。今後、どのようにされるのか、この点についてお伺いいたします。

次に、ファミリーサポートについてお伺いいたします。

ファミリーサポートセンターとは、家庭の事情などで、子どもを一時的に預けなければならないときに利用できる会員制の組織であります。利用料については30分を基本とし、設定されています。しかし、利用者からは、利用料が高いという声も聞かれ、パートなどで働いたら、パートの賃金がなくなってしまうという声も、利用者のアンケート調査でも明らかになってきています。その点において、高い利用料金の見直しを町としても対応すべきだというふうに考えますが、この点について、今後、どのようにされるのかお伺いいたします。

次に、中学校までの医療費の無料化と小児科の設置についてお伺いいたします。

上富良野町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果でも、子育ての環境や支援に関する意見、充実してほしいという声も多数寄せられています。

例えば、子どもが病気になったとき、遠くへ行かなくても済むような医療体制の充実を望む声や、子どもの医療費の無料期間を現在よりももっと長くしてほしいなどなどの声も、多数寄せられているのが実情であります。これは就労の状況等の変化、経済的な負担がふえるという状況の中で、医療体制の充実、子育て支援の充実の声が上がるのは当然であります。このことを考えれば、中学生までの医療費の無料化と小児科の設置など、町として今後どのようにされるのか、明確な答弁をお願いいたします。

次に、介護保険計画についてお伺いいたします。

第6期介護保険事業計画の策定がされています。介護保険制度が大幅に改悪されようとする中で、多くの利用者の方からも将来の介護保険料の負担はどのようになるのか、介護施設の入所はかなうだろうかなどの不安の声が多数聞かれるという状況にあります。そのことを申し上げ、次の項目についてお伺いいたします。

一つ目には、平成27年度の介護保険料は高くなることが予想されますが、見込み額はどのようになるのか、お伺いいたします。今現在では、基準額3,950円というところから出発すれば、当然4,500円台になることも想定されます。そういう状況になれば当然介護利用者の負担が増すという状況になりますから、介護保険料の抑制を行うことが求められます。一般会計からの繰り入れを行うなどして介護保険料の軽減を行う、これが今、行政に求め

られているものと考えます。この点について伺います。

二つ目には、従来からの要望が多い特別養護老人ホーム、上富良野町においては50床という状況の中で、上富良野町に入所できないという状況で、他の施設に入所せざるを得ないという状況があります。グループホームについてもそうであります。このことを考えれば、増床や新設が当然日程に上るべきものと考えますが、介護保険計画の中では、この位置づけはどのようにされているのかお伺いいたします。

三つ目には、独居、高齢者世帯へのこの間、町は10世帯を対象にした合同訪問調査を実施しているということが書かれていました。介護計画に反映すべき内容など多数あるものと考えられますが、この合同調査の結果踏まえて、介護計画に反映すべき課題はどのような課題があったのか、この点についてお伺いいたします。

次に、農業政策についてお伺いいたします。

今、農業は、大変な状況にあります。近年では、反当たりの直接支払い金が半額になるという状況の中で、米価格の暴落や畑作物の価格の低迷、またこの間決着したEPAの決定、経済連携協定、あるいはTPPの推進、太平洋連携協定という状況の中で、農家の人が農家をしたくてもなかなかできない環境、一定価格の価格保障がなければ、農家はやっていけないということは明らかであります。

また同時に、それは上富良野町の基幹産業である農業、これは当然言うまでもなく家族経営・農業経営で維持・発展してきたわけですから、今、こういうことを考えれば、少なくとも上富良野町において農業を維持するための多様な農業者を確保し、農業を強くすること、これが今、町に求められていると考えます。

町においては、独自の農業振興計画の総括と評価を踏まえ、町の特色を生かした足腰の強い魅力ある農業の実現のために、農業振興計画の策定が実施されましたが、次の項目についてお伺いいたします。

一つは、第6次農業振興計画の評価と次年度の計画に生かすべき課題はどういうものであったのか、この点をどう評価されているのかお伺いいたします。

二つ目が、高齢化する農業の中で、労働力の確保は欠かせないものになっています。また同時に、後継者の育成及び新規就農者を受け入れる支援体制づくりが必要であることは言うまでもありません。閉校した学校、空き家などを活用し、農業実習生や農業体験者を受け入れる施設整備など、具体的な施策の展開、こういう状況の中で労働力の確保もする必

要が今求められているとも考えますが、この点についてお伺いいたします。

三つ目には、当然のことながら、大規模拡大をしないというのが国の政策であります。しかし、大規模拡大をすればするほど、経費がかさんで農業がやっていけないという声が、上富良野町でも聞かれるという状況になってきています。しかし、そういうことをいっておられませんから、農業者はみずから努力して営農集団等、あるいは機械等の使い方を共同利用するなどいろいろな工夫を試みながら、この上富良野町の農地を守りたい、その思いで農業を維持しているというのが状況でありますから、農業機械や施設などの共同利用の充実、当然のごとくこれからも一層充実するということは必要だと考えますが、この点についてどのように考えているのかお伺いいたします。

また、今、近年では女性農業者が、農業に参入するという機会もふえてきているのも実情であります。上富良野町を見ても、若い女性が農業に夢見て農業をする、こういう人たちも出てきています。そのことを踏まえれば、女性農業者を育成するための一層の研究機会の充実、または上富良野町独自の農業者の女性農業者のフォーラムを開催するなど、女性農業者がこの上富良野で、さらに希望を持って農業の担い手としてなっていけるそういう農業を目指すためにも、フォーラムの開催が必要だというふうに考えますが、この点について町長は、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、6次産業化についてお伺いいたします。

6次産業化は、町においてもこの間取り組まれてきております。観光客などの宿泊施設として活用されているという話も聞きました。また、畑等においてワイン用のブドウを植え、そして栽培して、それを加工し販売する、あるいは地元の麦などを使い活用しながら、パスタなどの加工販売するなど、農業者の新たな取り組みも始まっているというのが実情であります。

しかし一方で、経営するためには農産物の加工販売するための資金ぐりや許認可の申請を初め、多くの課題があるようでもあります。当然、人も必要であります。多くの人に上富良野町の自然や農業の魅力を知ってもらうためにも、町の支援体制の強化・充実が今よりも求められていると考えますが、この点についてお伺いします。

二つ目には、町の現在ある加工施設を観光者にも利用できる、また当然ながら一般の町民にも利用してもらうことは言うまでもありませんが、加工体験施設として発展・充実させるということが今求められていると考えます。今こそ上富良野町の独自色、

町の色を出す、このことが必要だと思います。

以上の点について、町長の明確な答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの福祉避難施設の指定に関する御質問にお答えさせていただきます。

町では、災害発生時におきましては、まず第一に指定する避難所へ安全に避難していただくことが重要であると考えており、各避難所におきましては、避難行動要支援者に対しましては、避難所生活に配慮し、専用スペースの確保や間仕切りの設置など、地域防災計画において位置づけているところであります。

また、避難生活が長期化した場合におきましては、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及び病気の方など、一般的な避難所での生活に支障を来す避難行動要支援者に対しまして、特別な配慮が必要とされた場合に、福祉避難施設を開設することとしております。

福祉避難施設の開設に当たりましては、2次避難所として位置づけられ、指定する避難所のほかに特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保健福祉総合センター等社会福祉施設等に開設し、避難行動要支援者の身体的状況に応じた施設へ収容することとしており、あらかじめ福祉避難施設を指定しておりませんが、災害時にはその対応がしっかりとできる地域防災計画となっており、さらにこれら福祉避難施設につきましては、町外へ及ぶことも想定されており、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのファミリーサポートセンターの利用料に関する御質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターは、現在、NPO法人子どもサポートふるのに委託し、会員間の信頼関係をもとに事業運営が図られているところであります。

利用料につきましては、会員相互の援助活動として、援助する側と受け取る側、双方の立場から検討し設定されたものであり、会員登録の際には、事業の趣旨と助け合いの仕組みを十分説明し、御理解をいただいた上で入会していただいております。

会員の中には、依頼するときには利用料を支払い、提供するときには利用料を受け取るという、両方の会員登録をされている方も多くおり、提供会員となつていただく方には、24時間の講習を受講いただき、その後のフォローアップ研修や託児サポーターなどの経験を積み、スキルアップを図っております。

また、この事業は、保育所入所や一時預かり事業の補助的な役割が大きく、早朝・夜間・休日等の限られた場合での預かりや送迎など、他の保育サービスのすき間を埋めるような利用が主であることから、提供される援助活動に対して、現在の利用料は適正なものと理解しているところであり、現状において利用料の見直しを考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの小児医療への支援に関する御質問にお答えいたします。

議員の御質問にありますように、昨年実施いたしましたアンケート調査におきましては、小児医療に対する不安や医療費の負担感について、多くの御意見が寄せられたところであります。

町内に小児科を設置することは、非常にハードルの高い課題であると受けとめておりますが、幼児保育など子育て支援事業の充実のほか、任意の予防接種費用の助成や各種健診事業など、予防への支援や母子保健面からの支援の充実などに取り組んでいくことが必要と考えているところであります。

また、中学生までの医療費の無料化につきましては、多額の一般財源を伴う事業でありますことから、年代による医療費の負担感、あるいは入院・通院別など、さまざまな角度から検証を行い、子育て支援対策全体の中で、現行の乳幼児医療費助成制度の見直しも含め、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、第6期介護保険事業計画に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の第6期の介護保険料についてであります。国の介護報酬についてもいまだ未確定の中での計画策定であり、現段階におきましては、来年度以降の介護保険料基準額は確定していない状況であります。

改定に当たりましては、安定した介護保険財政の運営を基本とし、平成27年度からの3カ年の介護給付費を見込んだ中での算定となりますが、昨今の急激な高齢化による要介護認定者の増加に伴い、介護給付費の増嵩が見込まれることから、現状の介護保険料では、十分なサービスの提供が難しくなるものと考えております。

また、1号被保険者の保険料負担割合につきましても21%から22%になることから、一定程度の保険料の上昇は避けられないものと予測しているところであります。

介護保険料抑制のための一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険制度は相互扶助の趣旨のもと、ルールに基づいて国・道・町、そして1号被保険者・2号被保険者の保険料によって運営するこ

ととなっておりますことから、町独自の一般会計からの繰り入れは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の介護保険施設等の増床についてですが、地域における状況は、特養・老健・療養型の介護保険3施設を含め、グループホームや小規模多機能といった地域密着型施設のほか、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅など、多様な施設の整備が進められております。本町におきましても、昨年度、小規模多機能施設と住宅型有料老人ホームが開設されたところでありまして、富良野圏域全体では、第5期の計画期間中に約200床が増床されたところでもあります。

このようなことから、第5期の計画に盛り込んでおりましたグループホーム9床の整備につきましては、積極的な対応を見合わせたところではありますが、なお、一層進む高齢化の中で介護認定者、とりわけ認知症高齢者につきましては、年々増加が予測されますことから、民間事業者における多様な施設整備の状況も踏まえながら、地域ニーズをとらえた中で、次期計画に反映できるよう検討してまいりたいと考えております。

3点目の高齢者調査の次期計画への反映についてですが、本年度、地域福祉活動の核である社会福祉協議会と保健福祉課におきまして、地域の実態把握、情報共有等を図ることを目的に、独居高齢者世帯等への合同訪問調査を実施したところでもあります。

また、町内の在宅高齢者900名を無作為抽出し、「高齢者生活状況アンケート」を実施するとともに、町内の居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等からのヒアリングを実施し、高齢者が在宅で生活する上での課題等について把握を行ったところであり、これら調査等から、冬期間の除雪、買い物支援、移動支援等の充実など、主に生活支援に関する課題が抽出されたところでもあります。

今回の介護保険計画策定の中でも、地域包括ケアシステムの構築が求められており、その中で生活支援策の充実・強化が掲げられておりますので、本町におきましても生活支援サービスの充実のため、NPOやボランティアなどを活用するとともに、自治会組織の御協力をいただきながら、地域全体で高齢者を支え合う仕組みづくりが重要と認識をしております。

また、次期計画期間中に「新しい総合事業」のスタートを迎えることから、恒常的な支え合いの仕組みづくり等も含め検討を重ね、次期計画に反映してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの農業政策に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の第6次農業振興計画の評価と第7次計画への反映についてですが、取り組みの達成程度や事業の活用度合いなど、第6次計画で示した主要施策ごとに評価を行い、さらに今後の農業情勢を推しはかる中から、後継者対策、土地基盤整備の推進、経営の効率化、多角化等重点課題を含め、見直しや継続、拡充など、今後における施策の必要性や重要性を判断し、第7次計画に反映させ、策定したところであり、本計画の着実な推進に力を注いでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の労働力確保のための体制づくりについてですが、後継者の育成や新規就農者の受け入れの必要性につきましては、大変重要なことと認識しており、議員御発言にあります新規就農者受け入れのための諸対策も含め、農作業全般を支援するコントラクターの導入や法人化の推進など、総合的な見地から労働力の確保や担い手対策を講じる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、農業が魅力的で将来性のある産業になっていくことが重要と考えておまして、第7次農業振興計画におきましても、そのような方向へ向かっていけるよう計画されておりますので、一層努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の農業施設・農業機械の共同利用の充実と促進についてですが、農業施設等の共同利用は、生産コストの低減による経営の安定・向上につながることから、非常に有効であると認識しております。

これまで国や北海道の制度活用による共同利用施設・機械の導入が図られてまいりましたが、中山間事業を活用した町の独自事業におきましても、共同利用についての補助事業制度を設けており、豆の調整施設、育苗施設、格納庫や直播用田植機などの導入を進めてきております。今後におきましても、農業者の需要に応じた事業・制度の組み立てと合わせ、共同利用を促進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の女性農業者の育成についてですが、女性農業者で構成される直売活動への支援を初め、女性農業者を対象とした学習・研修機会への情報提供などを行っており、女性農業者がかかわった活動も年々活発化してきていると、私も認識しているところであります。

昨今、全道規模のネットワークを有する女性農業者組織の活動も活発になってきており、その中に当町の若手女性農業者が参画し、積極的に活動を展開

しております。

私といたしましては、町の研修制度等の活用拡大を図るなど、女性農業者がみずから取り組む一連の活動に、引き続き支援をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、議員御質問の農業政策につきましては、第7次農業振興計画をもとに、足腰の強い上富良野農業を目指して、新たな展開として位置づける施策の規模や優先度、あわせて推進体制の明確化について早急に作業を進め、施策の具現化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目の6次産業化に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の町の支援体制の強化についてですが、これまでもお答えさせていただいておりますが、6次産業化に対応した専門部局は設けておりませんが、現体制の中で必要に応じた活動への支援協力、また、パイヤー紹介などの販路拡大や6次化製品の都市部レストランでの活用、デパートでのPR・販売活動の支援など、取り組み農業者・団体への支援拡大を図ってきたところであります。

議員と同様に、6次産業化は農業者の所得向上のみならず、雇用機会の増大など地域振興を図る上でも重要であると考えており、引き続き現体制の中で一層の充実・強化を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の農産物加工の観光体験利用についてですが、農業振興、あるいは観光振興を図る上においても、当町を訪れていただく皆様に加工体験の機会を提供することは大変有効であり、また、地域の風土に触れていただくことも、その地域を理解し、魅力の発信につながると思われます。

このことから、工夫に満ちた体験メニューは、誘客の仕掛けとして効果的な手法であると認識しており、実践される方々に対する側面的支援は必要であると考えていることから、これからは農業者や観光事業者など、民間の皆様への取り組みに対し、積極的に支援や情報提供を行ってまいります。

なお、行政みずからが直接行うべきものとは考えておりませんことを御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） まず1点目については、福祉避難施設についてお伺いいたします。

道の調査では、上富良野町においての指定福祉避難施設の施設指定はないというような表示になっております。当然、保健福祉センター、あるいは各施設等においては、避難所指定という形にもなってお

りますから、万が一、そうなった場合、混雑するような状況が生まれるということは明らかであります。確かに、そういう機能は備えているとはいっても、多くの方がそういう施設に避難されるということも考えられますから、そういうことを考えれば、きっちりと福祉避難施設の指定というのは、あらかじめしておかなければならないというふうに思いますが、答弁の中では、大枠、指定はしていないけれども、指定してあるのだという、わかったようなわからないような答弁で、私自身、非常に納得できない話で、この点どのように理解したらいいのか、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の福祉避難所についての御質問にお答えさせていただきます。

お答えの中でも御説明させていただいておりますが、現在、福祉避難所となり得る場所は、想定しておることは御案内のとおりでございます。しかし、避難に当たりましては1次避難、1次避難に当たりましては、とにかくまず避難ということが大前提となりますので、1次避難を終えた後、1次避難の中でも一部そういった支援を、特別な支援を要する方に対しましては配慮いたしますけれども、それからさらにそれぞれの方に合った場所へ2次避難をしていただく。そしてその場所が、議員が心配されております福祉避難施設としてそこを位置づけるわけございまして、住民の皆さん方に御不便をかけるわけでもありませんし、何ら不安感を与えるものとは思っておりませんので、避難行動をお願いする過程において、それらは障りとなるようなことは想定しないことから、あらかじめここが福祉避難施設ですというような明示はしていないことを御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いずれにしても福祉避難所として指定していないということですから、きちっとどこどこを福祉避難施設として指定するのかということは明確に位置づけて、道のほうにも申告してもらいたいというふうに思います。

次、ファミリーサポートについてお伺いいたします。

先ほども例で言いましたが、働いてもパート代がこの利用料になくなってしまおうという形に、平日でしたら30分当たり350円、1時間700円という形になります。平日の午前7時から午後7時以外の時間当たりになりますと、30分400円、祝祭日もそういう形になります。預ければ預けるほど、当然ながらありがたいことなのですが、負担がふえるという状況になります。

そのほかにも送り迎えに1回200円と、距離等によって換算されますし、食事等が提供された場合は、1食200円等が納めなければならないという形になります。

そういうことを考えれば、アンケートの中にもありましたように、こういう実情を変えてほしいと、負担を軽減してほしいと、いつときであってもそういう声が寄せられておりますが、町の従来からも私は答弁の内容の中でおかしいと思う。そういうことは一切行いませんと、従来 of 制度を利用していただくことが最高なのだということなのですが、こういうアンケートの結果をもって子育て支援計画をつくるわけですから、そういう計画を生かさないといいわけにはいかないのだというふうに私自身は考えるのですが、この点は何が何でもこれは見直さない、負担の軽減策は行わないのですか、明確に答弁していただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員のファミリーサポートに关します利用料の御質問にお答えさせていただきます。

このファミリーサポートセンターが運営されているという趣旨そのもの、先ほども御説明申し上げましたが、これは通常の保育事業の中で充足しきれないすき間を埋める事業というふうに私ども理解しておりまして、例えば議員御質問にありましたように、パートで働く時間帯は預かってほしい、あるいはそういったことに類するそういうような方をサポートするという目的より、むしろ突発的などうしても予期できないような状況のときに預かったり、あるいは面倒を見させていただくというようなことを相互に会員制で運営している事業でございまして、これは事業の中身を考えますと、当然、現在設定されているような料金設定が、これは会員相互の皆さん方が十分理解をした中での設定内容となっておりますので、これは一部そういうような、どういう方面から御意見を伺ったかわかりませんが、現在、私どものほうの判断といたしましては、料金は適正に設定されているというふうに理解しておりますので、現在、見直す予定はございません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いずれにしても一時預かりだろうが何であろうが、料金設定が高いという声があるわけですから、そういう側面、そういうことを判断した場合、子育てを支援する、応援するということは会員相互が納得して受け入れたとしても、やはりそういう状況があれば頼まざるを得ないという状況が生まれますから、ぜひこの点、負担の軽減策

を通り一遍のそういった決まり切った答弁ではなくて、町でどうするのかということを明確に子育てを側面から支援するという点からも、私はそう多くない利用だというふうに思いますので、この点再考すべきだというふうに思いますが、町長の明確な答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員のファミリーサポート事業に対します利用料につきましての御質問に再度お答えさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、その運営主体を含めまして、料金設定も含め、あるいはその運営体制につきましても、しっかりと会員相互が理解を深めた中で運営がされておりまして、私どもが認識している限り、そういった議員から御質問にありますようなことが運営上、課題だというような状況というふうに理解しておりませんし、私も現在、設定されている利用料につきましては適正であると、先ほど申し上げましたように理解しておりますので、今の体制で進むと、事業を運営されていくことについては、それで適正であるというふうに理解しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 町長、もう一度、子育て支援計画の寄せられたアンケートの中をよく熟読していただきたいと思う。表面的な読むことは誰でもできるわけですが、町長ともなれば熟読して、こういった住民から寄せられたアンケートの中に何を求めているのかと。子育て支援に対して、そういうところまできっちり押さえて政策展開をしないと、子育ての基準がおかしくなってくるというふうに思いますので、含めてぜひ検討見直していただきたいというふうに思います。

次に、中学生までの医療費の無料化と小児科の設置の問題で伺います。

まず中学生までの医療費の無料化であります。この間、幾度となく無料化を行うべきだということで質問を再三行ってきました。しかし、一向にらちが明かないというのが実情であります。検討します、検討しますということで、何を検討しているのかわからないというのが、町長の答弁の内容なのです。私、聞いてもですね。

それで、近隣の医療費の無料化の状況どうなっているのかということで、道の調べのもとで調べました。幌加内から鷹栖、東神楽、中富良野町や南富良野町、それこそ美瑛町においても中学生までの医療費の無料化を行っている。ほとんどが小学校6年生までが、通院も入院も含めて実施しているということがうかがえます。そういう状況の中で、どこもお

金はないけれども、こういったお金をやりくりしながら、そういった制度をつくっているというのが実情なのです。

私は、そういうことを考えたら、いつまでたっても同じ答弁の繰り返しだ、お金がない、お金がない。誰もお金がないというのはわかっているのだけれども、そこで工夫するのは、町長、行政の役割だと私は思うのです。そういうことを繰り返して、何がこれから検討するのだと、何を検討したいのだという話になるのですよ、町長、やる気がないということでしょう。どうなのですか、明確に答弁お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の小児医療に対する助成の御質問について、中学生までの医療費無料化についての御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員のほうから、他の自治体の事例等についてもお話ございました。それはその部分を切り取ってみれば、確かにそういう自治体もあるということは私も当然、承知をしております。しかし、この自治体を預かる立場として、その1点だけ切り取って判断するということは、むしろ非常に住民の皆さん方には公平感を欠くと、あるいはバランスを欠いた行政運営になる大きな要因を生むこととなります。

私としては、米沢議員にも再三お答えさせていただいておりますが、全体を通して、行政運営全体を通して例えば子育て、あるいは子ども手当、医療費も含めまして、全体がバランスのとれた行政運営をすることが、私に課せられた最大の責務でございます。1点を切り取って、それが自分に合う合わないということで判断をするべきものでないというふうに考えております。総合的に子育て事業を通じて、私は町民の皆様方から御理解をいただいているということで、これをこれからも継続していくことが私の責任の果たし方だと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 毎回そういう答弁の繰り返しなのです。トータルで総合的に判断すると、他の自治体も総合的に子育て支援をしながら、こういうものをさらに充実して深めるということをやっているのですよ。ですから私は何度も言いますが、その子育て支援計画に、こういう計画、立派な報告書なんかも調査結果も書かれております。この中に本当に切実な声が寄せられている、病気になったときとか、少しでも医療費の負担を軽減してほしいという声もたくさん寄せられているのですよ。

そういうことを考えたときに、私は、何のためにこの事業計画、あるいはアンケート調査を行ったのかということ、疑問を、疑念を抱かざるを得ないという状況に私は今考えています。

そういう意味では、この点、例えば一遍に中学校まで行かなくても中学校までの2年までだとか、せめて小学校の6年までは全て無料にするだとかと、いろいろ工夫の仕方があるでしょう。町長、それすら出てこないのですよ、答弁の中に。だからそういう手順、一遍にいくのが嫌だったら、段階踏まえて一つずつやりましょうと、こういうことも発想として町長の頭の中にはないですか、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、行政運営の事業組み立ての手法というのは、さまざま想定して行わなければならないというふうに考えおります。

そういう中でアンケート、あるいは意向調査、そういったものの中から何をそこから読み取っていくかということ、当然、議員の見解と同じにするものでございますが、私になりその中から読み取って、そして事業に反映させていっているというふうに理解しております、米沢議員と私の判断の価値判断がどこに力点が置いているかというその点の違いはあろうかと思いますが、子どもたちが安心して育てていただけるような方向を目指そうということでは、これは手法は多少違って目指すところは私は一緒だというふうに考えおりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 毎回、町長の答弁を聞くと感じますが、情熱が感じられないですね、町をどういうふうにつくっていくかという、そこは上富良野町が元気な町になっていない一つの要因だというふうに考えております。ぜひ中学校までの医療費の無料化、だめであれば段階的にそういったところまで充実してほしいというふうに考えている。

小児科の設置については、いろいろ段階がありますから、お医者さんがいないだとかということも考えられます。そう簡単にはいかないにしても、やはりそういう心を持った人たちを、診療科目を設置するだとか、そういうことも当然必要だというふうに思いますので、この点ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、介護保険料の問題についてお伺いいたします。

従来も同じ答弁で、受益者負担という形の中で運営しているので、町独自の繰り入れは行わないとい

う形の答弁繰り返しておりますが、私は、ぜひ想定される介護保険料等を考えた場合、繰り入れを行うということが必要だと思いますので、この点。介護保険料等については、大体どのぐらい想定されているのか、見込み額、この点も合わせてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の介護保険の新しい介護保険計画に関する御質問にお答えをさせていただきますが、まず、次期計画の中で介護保険料をどのように設定するかということに対しましては、これはまだ皆さん方にお示しするような状況に至っておりません。しかしながら、現在の料金設定におきまして、介護保険料設定におきまして、従来のサービス提供は非常に難しくなるというような状況は申し上げれると思います。

しかしながら、料金改定をお願いしなければならないことになりましても、でき得る限りの工夫をして利用料の低減につながるような、これから検討はしてまいらなければならないというふうに考えおります。具体的にどの程度ということ、今、ここで申し上げるわけにはいきませんが、現行の水準でサービス提供が維持できるということは、非常に困難だということで御理解をいただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 一般会計からの繰り入れはぜひ行って、低減をしていただきたいというふうに思います。

次に、グループホーム等、あるいは特養等の設置であります。この答弁では町主体では設置しないということで、民間の活力を使うということですが、やはり入所者の多くの方の、あるいは介護されている方の話では、当然、私も介護をした経験ありますので、美瑛だとか富良野だとか行った場合に結構時間がかかったりとかします。やはり地元で一定程度、その要素を全部カバーできないにしても、そういう施設の充実というのは必要だというふうに思います。この点もう一度、介護計画はありませんが、位置づける必要があると思います。この点、答弁お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の老人保健施設と介護保険施設等に関する御質問にお答えさせていただきますが、現在、そういう表現はふさわしくないかもしれませんが、求める側、あるいはお引き受けする側、施設の整備状況につきましては、現在、不足しているような状況ではないというふうに、総体的に不足している状況ではないというふうに把握しております。

しかしながら、町の特徴、将来の、上富良野町のみならずでしようけれども、今後、認知症の高齢者が増加していくというこの傾向は読み取れますので、そういった部分については町内において、さらに次期計画の中で上富良野の中で充足されるようなことは、計画の中で盛り込んでいく必要があるかなというような課題意識を持っている状況でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） その点を明確にしていきたいというふうに思います。町はいつも曖昧に、はっきり明確に述べないというのが従来の答弁の繰り返しで、私は、充足しているという話であります。潜在的に上富良野町に求める方が多いというふうに判断しておりますので、ぜひこの点をきっちり対応していただきたいと思います。

次に、農業問題についてお伺いいたします。

7次の農業振興計画、読まさせていただきましたが、従来の6次の農業振興計画と、ほぼ同列視されたものが非常に多いという形になっています。総体的に答弁の中では、今後、着実に農業者の育成等を図るために、充実を今後とも図っていきますと、一般的な言葉でしか羅列されていないという、答弁されておられません。

恐らく6次の計画の中にも、ここに列記されている同じ計画が出てきていますから、やはりそれが十分でなかった、だから7次の計画の中にそれを位置づけられている部分もあるのだろうというふうに、不十分でなかったということですね。そこら辺を考えたときに、やっぱりもっと具体的に町として何をしたいのか、町長自身が何をしたいのか。

町長、農業者出身でありますけれども、私はいつも農業の問題を考えると、農業の独自施策は薄いなというふうに考えているのです。私はこういふときにこそ、今、米価が下がって直接支払い金が半減になって、面積が大きい人ほど打撃を受けるという形になっています。

例えば、農民連の調査でもペットボトル500ミリリットルのペットボトルの米を入れた場合、こしひかり、魚沼産で90円台なのです。北海道でしたら54円台ぐらいになるみたいです。そのことを考えたときに、ペットボトル1本百数十円、これにも満たない価格で米の料金設定がされているということ。そういうことを考えたときに、上富良野町で後継者を育成して、そういった体験施設もつくりながら前へ進めるという、こういった政策の展開をどうしていくのかということ、今後課題でありますし、さらに町として具体的にこの部分をどう支援す

るのかという提起が、この振興計画の中にはっきりともう少し位置づけてやるべきだというふうに思いますが、こういう方向性、町長、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の農業政策についての御質問に総体的になろうかと思いますが、お答えをさせていただきます。

特に、第7次の農業振興計画について御質問をいただきましたが、6次から7次へ引き継いだものも相当程度あることは、私も承知しております。しかしながら、振興計画の計画上、そういった振興計画上やはり抽象的な表現を多く用いらざるを得ない、そういった側面もあることは御理解いただきたいと思っております。

しかしながら、今回の4定の中で、補正予算の中でもお願いすることになっておりますけれども、議員がお話のように、さらに具体的に上富良野の方向性をしっかりと示していきたいというのが、私の願いでもございます。そういった意味におきまして、これまで振興審議会等につきましては、非常にその間隔は遠く御議論をいただいておりますが、このたびそういった皆さん方からの意見をもう少し頻度を多く、さらに突っ込んだ意見を具体的に御意見をいただいて、私の思いとそこで合わせまして、農業者の皆さん方に具体的に上富良野町としてどういう農業の姿を目指しているのかということをお知らせできるように、今、その準備に既に取りかかっておりますので、これからの推移を見ていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ具体的なところまで踏み込んだ政策提言をやらないと、上富良野町の農業は将来にわたって大変な状況に置かれます。TPP、FTAとかEPAだとかも含めて、自由貿易協定がどんどん進むという形になりますから、価格の低迷が予想をされます。実態調査でも農業所得の推移がぐっと毎年下がっているという報告もあります。60代、70代が農業の担い手だという、この深刻な状況もあるわけですから、それをカバーするためにもそういった具体的な振興策を持つべきだというふうに考えます。

次に、若い女性の農業政策の問題で、町では具体的な行動を起こしませんということをお答えしました。私は、町の中で若い女性の方が希望を持って、新しい後継者も必要です。そういう方も含めて自分でフォーラムを開催するなど、そういう組み方をしつけないと、農業者の熱意をくみ上げる仕組みを

つくっていかないと、町は元気になりません、町長。農業者でありながら、そういう具体的な政策の展開が、なかなか町長の中から聞こえてこない。私は、こういうものも含めて、町でする女性の後継者も含めたフォーラム等を開催して、少しでも応援する、側面から、こういう場が大事だと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の女性農業者の活動支援についてのお答えをさせていただきますが、議員御心配をされておりますが、既にそういった活動をされております。緑峰高校のそういったグループを、もう既に上富良野の中にも浸透しております。議員が御心配されているような部分は、既に活動されております。ただ、上富良野でフォーラムを開くかどうかということは、これは別問題でございまして、女性の農業者がしっかりと主体性を持って活動や行動をされている実態がございまして、これからもそういった活動に支援を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そういうことが既にわかっているのですよ、いろいろ聞いて。だけれども、それにもう一つ上積みしましょうという話なのです。町長。そういうところまできっちり踏み込んだ内容で、多くの後継者を育成する立場からやってほしいと思います。

次に、農業観光体験の加工施設を発展させるという問題がありますが、これも相変わらず消極的で、物事を前に出さないという町長の姿勢がはっきりしています。私は、こういう農業者がいろいろな観光される方、一般の方も含めてああいうところを活用して、そば打ち体験だとかいろいろなものを含めて体験できる、そういうところが今、主流になってきているわけですから、そういう人たちと6次化をしている人たち、こういう人たちとリンクして、そういった支援するということが今望まれています。この点、町長、明確な答弁お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の6次化に対する支援についてお答えさせていただきますが、当初のお答えでもさせていただいておりますけれども、既にそういった方々と町・行政と一体となって取り組みをさせていただいておりますので、これをさらに充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩といたします。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1 番佐川典子君の発言を許します。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） さきに通告のとおり、2 項目について質問させていただきたいと思います。

1 項目めは、胃がん予防（ピロリ菌除菌）についてです。

平成 2 6 年 2 月 8 日、上富良野町は多くの町民の集う中、「健康づくり推進のまち宣言」をいたしました。過去における適正で細やかな保健指導により、特定健診率や特定保健指導率も全道でトップクラスで、まさに「健康づくり推進のまち」にふさわしいことは、多くの町民が理解し、注目し、関心を寄せているところです。

厚生労働省は、国保医療費の抑制や胃がんでの死亡率を減らすため、平成 2 5 年 2 月に、ヘリコバクター・ピロリ菌による慢性胃炎の除菌についても保険適用の拡大を承認いたしました。この胃がん予防について、町として死亡率の減少のための目標値や町民周知の施策、助成制度など、今後の施策をどのように行うのか伺いたいと思います。

2 項目めは、高齢者や障がい者に優しい環境整備についてです。

先日、平成 2 6 年度上富良野町高齢者実態調査の概要が示されました。人口 1 万 1, 2 9 7 名に対し、6 5 歳以上の高齢者は 3, 2 3 4 人、高齢化率 2 8. 6 3 % となっております。国や町においても最大人口集団であるとされる団塊の世代が、いよいよ還暦を超えてきているとされており、高齢化の波が着実に来ております。

平成 2 5 年に、上富良野町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化促進にかかわる道路の構造等に関する条例が、国の権限移譲により町として条例制定されましたが、この中には乗り合い自動車停留所等においては、ベンチ及び上屋を設けるとしてあります。高齢者や障がい者に安全で安心な道路利用の提供をすることが、町のソフト面においても要求されています。買い物や病院に行くまでの途中に、雪のない間だけでもベンチを各所に置くことで、休みながら自分のペースで歩くことができる手助け的な配慮を考えてみてはどうかと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番佐川議員の胃がん予防（ピロリ菌除菌）に関する御質問にお答えさせていただきます。

日本は、先進国の中ではピロリ菌の感染者が極めて高く、5 0 歳以上では 7 0 % の人が感染しているとも言われております。このようなことから、議員御発言のとおり、平成 2 5 年 2 月から、その除菌治療の保険適用が大幅に拡大され、ほとんどの場合で保険での対応が可能となったところであり、多くの医療機関ではポスターの掲示などで、広く皆様に周知されている状況にあります。

ピロリ菌検査や除菌に係る助成制度につきましては、現在、その考えは持ち合わせておりませんが、がんの発症原因となる生活習慣の改善に向けた学習や保健指導を引き続き継続していく中で、ピロリ菌のリスク等についても周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

がん対策におきましても、最も重要なことは早期発見でありますことから、町といたしましては進行がんの罹患率を減少させ、がんによる死亡を少しでも防ぐためにも「健康かみふらの 2 1 計画」に沿って、5 大がんの検診受診率の目標達成に向けて取り組んでいるところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2 項目めの高齢者や障がい者に優しい環境整備に関する御質問にお答えいたします。

平成 1 8 年に、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行され、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を確保するために必要な公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設及び建築物の構造及び設備を改善するための措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、国、地方公共団体及び国民の責務などが義務づけられたところであります。

この法律の趣旨に基づき、北海道を参考に町でも平成 2 5 年 4 月に条例を制定し、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に通行を確保するための基準等を設けたところであります。

現在、町におきましては、主な道路に 7 カ所のベンチを設置しており、そのほかにも個人商店等が店先にベンチを設置していただいておりますが、歩道に隣接して設置するためには、交通安全上、歩行者の通行に支障にならない設置スペースがあることや街路灯の設置がされていることなどが必要な条件となりますことから、今後におきましては、町民の皆様の意向等を把握した上で、町においてどのような対応が必要か等を検討してまいりたいと考えており

ます。

また、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、道路における移動上の利便性、安全性の適合基準につきまして、国が指定する特定道路に対して適合義務が課せられておりまして、それ以外の道路につきましては努力義務となっており、現在、当町におきます町道につきましては、特定道路の指定をされていないことから、適合基準義務路線はありませんが、今後、大規模な歩道改良事業等が実施されることとなりました場合は、特定道路の指定等も含め、ベンチ、上屋等の整備も検討するよう進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） きのう、厚生労働省のホームページを開きまして、世界的にも新しく改定された除菌制度につきまして、高い評価を受けているという情報もありましたので、ホームページを開いて探してみましたが、一向に見当たらないという現実があります。いろいろと厚生労働省ともお電話をさせていただきましたけれども、それぐらい新しい施策であるということをお先に御理解いただいて、お話を進めたいというふうに思います。

次に、お答えをいただきましたことに関して、ちょっと伺いますけれども、平成25年度から平成34年度までの第2次国民健康づくり運動に合わせまして、健康かみふらの21の計画（第2期）の上富良野町国民健康保険特定健康診査等の実施計画というものが出されました。そこで、上富良野町の21年度の死因はがんで、悪性新生物です。それで、その中に3人に1人が、がんで亡くなっているという実態がございます。

死亡者数を伺いますけれども、平成24年は、がんで25人というふうに聞いております。25年は、がんで亡くなったのは何人ぐらいになっているのか、お答えをまずいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番佐川議員の、がんにおきます死亡者数についてのお尋ねにつきまして、現在、そういった数値を持ち合わせておりまして、担当課のほうから答弁させていただきたいと思っております。少しお時間をください。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 1 番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、今、手元に25年度の数値持ち合わせておりませんが、20年から24年の5年間の積算の数値でございますが、がんにおいては今、佐川議員のほうからの御発言ありま

したように、3人に1の方が悪性新生物でお亡くなりになっているということで、5年間で32.6%の方、男性が117名、女性が67名、計184名の方が、がんでお亡くなりになっているということでもあります。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 私は、多分、たしかふえているというふうに記憶しておりますので、ふえているということでまた再質問させていただきます。

25年度の国の目標値は、がん検診は40%というふうに出していると思います。上富良野は、がん検診は13.8%というふうな表示が出ております。これに目標値が記載されておきませんが、国は40%を目標にしておりますけれども、上富良野が13.8%ということになっておきまして、この目標の差、これについてどのようなお考えを持っているのか伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） がん検診受診率目標値につきましては、国においては40%、当町におきましては私が現課とやりとりしている中では、もう少し高い数値を目標値としているというふうに理解しております。いずれにいたしましても国の目標値を下回っているということは事実でございます。経緯につきまして少し、課長のほうでわかれば、課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 御質問にお答えいたします。

佐川議員のほうからありましたように、国の目標については、それぞれ5大がんの目標値示されておきまして、健康日本21の中で、胃がん、肺がん、大腸がんにつきましては、平成28年度を目標値として40%の受診率を目指しております。女性の子宮がん、子宮頸がん、乳がんにつきましては、50%の受診率を目標にしているところでもありますけれども、本町につきましては、がん検診につきましては、これまで積極的な取り組みがなかなかできなかったということもありまして、現計画のスタート時点においては、それぞれ国の現在値よりもかなり低いような受診率にあったこと。

そのようなことから、町においてはこの現計画の中では、毎年度1%ずつ何とか受診率を高めていこうということで、それぞれの5大がんごとに目標値を設定しております。胃がんについては15.9%、肺がんはもともと結核検診の時代から高い受診率がありましたので、現状維持の数値を目指そうということ、それから大腸がんについては20.1%、子宮頸がんは23.8%、乳がんが31.6%を

目標値にしております。

それと、先ほどの25年度のがん死亡者でありま
すけれども、男性22名、女性6名、28名が25
年度のがんでお亡くなりになられた方の数であり
ます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 目標値を言っていたきま
したけれども、以前のがん検診の受診率というの
がありまして、5大がんの中で一番低いのが胃が
んであります。13.8%、大幅に下回っています。
23年度の統計でも10.8%と、ほかのがんに比
べて大変低い数値となっております。

2013年の北海道新聞に載った記事でござい
ますけれども、がんの受診率を上げるために、胃
がんに対しても含まれていると思いますけれど
も、受けない理由は何かというアンケートをと
ったところ、受ける時間がないというのが47.4%
で、がんとわかるのが怖いというのが36.2%
、費用がかかるというのが35.4%、自分は健
康だと思っているということで34.5%、病院
に行けば何かあったら、それでいいという感
じでいるというのが22%というふうになっ
ております。

胃がんに対しても特に受診率を上げるとい
うことが、出向く、病院に行かないといけな
い、検診をしないといけないということをお
つうがっているという結果が、如実にあら
われた数字だなというふうに理解して
おります。

国と比べまして、最大医療費の傷病名で、
がんの医療費が32%と高いことがありま
すけれども、これについてはどのように考
えていますでしょうか、教えていただ
きたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の健康維持
のための御質問にお答えをさせていただきます。

まず、前段目標値等について、国と当町との数
値の開き等についても御説明させていただきました
けれども、私どもが理解しておりますのは、国と
いたしましては、全国押しなべてこれぐら
いの受診率になってほしいなというよ
うな、そういう思いがこもった目標
値かなと。当町におきましては、実
際に検診を受けていただいている実績
を踏まえて、実態に即した目標値とい
うふうに定めている関係の差もある
ことを御理解いただきたいという
ふうに思っております。

それから、特に胃がんにつきましては、未
然に早目に発見することによって、治癒
率は極めてまた高いがんでもあること
から、今、佐川議員のほうからいろ
いろ原因等についてお述べいただき
ましたけれども、そういったものを私
どももそういう傾向にあ

るということ認識しておりますので、さ
らに受診者がふえるような環境整備を、
健康づくりの現場の保健師の皆さん
方については、非常に課題意識は高
く持って取り組んでいただいております
が、しかし、さまざまな理由で受診
率が上がっていないことも一方で事
実でございますので、さらに個別に
指導させていただくなど、あるいは
生活習慣病を未然に防ぐ手だて等
も講じて、胃がんのみならず5大
がんにつきましては極力受診率を高
め、そして健康な方をふやしてい
くように取り組んでいく必要がある
というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） ここに、保健福祉課から
の死亡原因第1位という、がんにつ
いて亡くなった人だとかの資料、前
にいただいたことがあります。

ここに医療費、早期の胃がんが発覚
した場合に、内視鏡による胃粘膜の
切除術、これが約32万円かかる
というふう書いてあります。その
後、進行がんの方が発覚された
ときは、胃の開腹切除術、これ
に関しまして175万円もかかる
ということになっております。

先ほど、町長からのお答えでもあり
ましたように、がんに対しては本
当に早期発見が重要だということ
は、この数字からも医療費の面
からも大切なことであるという
のが理解するところです。

がん予防が、もしも可能であった
場合に、がんになる前に見地が
できたということになりますと、
これは確実に医療費の削減につ
ながるといことは理解していただ
けるというふうに思っております
が、それは間違いないですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問
にお答えをさせていただきます。

本当に私も痛いぐらい、発見がお
くれたことによって非常に望ま
しくない方向へ進んでいってしまった
方等の事例をたくさん聞いてお
りまして、とにかくおつうがらず
検診を受けていただきたいと。そ
して最近、特に検診技術が進んで
おりまして発見率も、これもまた
高くなっております。そして、
そのことによって早期に発見に
つながって、佐川議員が今お話
いただきましたように、治療費
に至っては格段に差があります。

ですから、町が所管いたします
国保等についても、そういった
ことが保険基盤の安定化に非常
に大きく左右する部分でござい
ますので、これは本当に「健康
づくり推進のまち」宣言にふさ
わしいように、意を尽くしてま
いりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番(佐川典子君) 少し質問の内容を変えたいと思います。

健康かみふらの21の計画の中に、生活習慣病の予防ということで75歳未満のがん年齢調整死亡率の減少を目指すということになっております。現在の上富良野町の胃がんの検診において、エックス線検査というのをしておりますけれども、これはずっとこのままの予定でいく予定がありますでしょうか。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(石田昭彦君) 1番佐川議員の御質問であります。

ちょっと質問の趣旨がわからなかったのですけれども、胃がん検診につきましては、町のセット検診等で行っている胃がん検診については、バリウムの検査でありまして、エックス線は、多分、肺がんの検査のほうかなというふうに思うのですけれども、もし質問の趣旨と答弁等が違っていれば、再度、御質問いただければと思います。

○議長(西村昭教君) 1番佐川典子君。

○1番(佐川典子君) このページに書いてあったものですから、表には、そのように書いてありましたので、そのまま言わせていただきました。済みませんが、そこはちょっと理解していただきたいと思います。

それでエックス線検査を毎年受けていく、胃がん発見のために、ということは要するに放射線の被曝をある程度は、毎年受ける形になるということで理解してよろしいですね。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(石田昭彦君) 先ほど、私の答弁おかしくて申しわけありません。バリウムを飲んで映してみますので、そういうことだと思います。当然、レントゲンもそうですし、そういったカメラ等は一定程度、放射線を使った確認になりますので、極めて微量ではあると思いますが、そういうことを体に受けることは事実かと思えます。

○議長(西村昭教君) 1番佐川典子君。

○1番(佐川典子君) この間、改定になったピロリ菌除菌の内容は、いろいろな検査がありますが、その検査法のもちろん今まで同じように内視鏡の検査というのをを行う方法と、あと内視鏡を使わないピロリ菌の抗体を調べる、そういった検査があります。新しく認められております。これの中に、尿中抗体価測定法、それから鞭虫抗体測定法、尿素呼吸試験、これらはそういったエックス線の検査を受けなくてもピロリ菌が慢性胃炎ということで決める手だてとなるという検査でございます。

ピロリ菌が常駐しているということで、がん発生

に必ずつながっていくという、そういう結果も出ております。今、一番新しい情報ですので、多分、なかなかほかの自治体では理解できない話になってくるのかなというふうには思っておりますが、先ほどの検診率を高めるとしたら、もしこの検査法をやるとしたら、それほど大変でなくなるという可能性もありますし、毎年、エックス線を使わなくても判明するという、そういうことにもつながってきます。

それで、今、胃がんの確定をするという、胃がんを早期発見するという部分の前提に、ピロリ菌が胃の細胞内に住みついているということ为先ほど言いましたこの検査、いろいろな検査がありますけれども、これを用いて確認するというので、慢性胃炎に移行していくことがわかっております。

それで、今、中学校や高校など若い世代、この世代はまず100%に近い除菌が成功します。20代、30代までに除菌をしておきますと、100%の胃がんが抑えられるという結果も出てきております。この辺は、大変重要なことだというふうに理解しておりますので、この辺をもう少し、まだ新しいことなのでなかなか難しい部分もございませう。自治体の施策としては、でも、これをもし理解できたとしたら、上富良野町は「健康づくり推進のまち」でございますので、はるかにまた新たながんの減少を迎えることが施策としてできるのではないかなというふうに思っておりますが、こういうこと、情報についてはどのような対応をされる予定がございませうか、伺いたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 佐川議員のがん予防に関します御質問にお答えさせていただきます。

検査の手法等につきましては、日進月歩、新しい検査方法というのができてきているというふうに、詳しい内容は存じませんが、いずれにいたしましても新しい検査体制というのは確立されてきているということは、これは客観的に理解をできます。

ただ、当町といたしまして、どういったメニューを検査項目として、どういう手法を用いて検査をするとかいうことは、町がこういう検査をしてくださいというような検査機関との間でやりとりの中で、それは医療機関のほうから、こういう検査方法もあります、ああいう検査方法も確立されましたということ等、情報交換、情報共有をしながら町としてその方向づけを、町が医学的な見地を持って医療機関に述べていくほどの私はまだそこまで達していないと思います。いろいろな医療機関からの情報をいただきながら、あるいは病院現場等の情報も御指導いただきながら、確立していくべきものというふうに思いますので、それはどちらが一方的に指示をする

というような形ということまでは、町として、そのレベルに達していないのではないかなというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 予防できるピロリ菌の除菌をすることによって、胃がんの予防が可能であるということがわかった以上、これに関する講演だとかそういったものを「健康づくり推進のまち」として、町民の皆様や私たちも含めてですけれども、そういった人たちに今後その苦しみを一人でも味わわないような施策ということで、講演会を今度開いていただける予定はございませんでしょうか、その点確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、御提言ございました講演会・講習会等の類につきましては、今、この時点でお答えするような状況にはございませんことを御理解いただきたいと思います。

ただ、ピロリ菌除菌につきましては、冒頭お答えさせていただきましたように、保険適用になったということで、医療機関において、これはポスター掲示だとかそういうことで啓蒙、住民の皆さん方に以前よりずっと見えるような形で、目につくような形で周知されておりますので、確実に関心は、関心度は広がっているというふうに思います。

また、今後、町民に対するどういうふうなそれを広めていくかということに関しましては、健康指導を預かる現場のほうにまた聞きながら、健康増進に図っていくようなことに資することには、取り組みをしていきたいというふうに考えおります。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 中学生や高校生など若い時期に除菌をしておけば、一生がんで苦しむことがないということが出ておりますので、健康づくり推進の町として、ぜひ胃がんの検診に行かなくても済むような数値が出てくることにもつながりますので、子どもたちの健康を守るという意味で、ぜひ次年度の施策の中に講習会等を開いていただいて、多くの町民に新しい形のがん予防ということで提示をしていただきたいというふうに思っております。

現在、北海道では本当にまだ少ないですけれども、たまたま北大の医学部の院長でした浅香先生が、北海道出身者ということもありまして、何件かの町で助成が始まっております。

由仁町は、人口5,618人のところですが、ここでも、ここではもう中学2年生と3年生の方にピロリ菌除菌の事業についての講演会等をされておしま

て、現実にことし予算化するというような情報も入っております。また、美幌町も完全に、ことしの5月に講演会というのを開いて、これも施策のほうに反映させております。

ピロリ菌が在中しているかどうかをわかる検査というのは高い金額でございませぬので、その両方の町も中学生全員だとか、中学2年生、中学3年生を対象にした施策を行っております。

また、稚内市におきましても26年度は高校3年生、そして次の年からは徐々に中学2年生、3年生というふうに段階的に少しずつ、1回除菌したら完璧になりますので、胃がん予防に取り組んでいるまちがたくさんふえてくることを今願っているところなのですが、あとはピロリ菌の抗体の有無を調べるのに、大阪の高槻市におきましては尿検査から治療費まで、全てが無料になるというふうな施策もしております。ぜひ、こういった新しい予防が、がんそのものの予防につながる施策が、その町その町で考えられているということも御理解していただきたい。

そして、上富良野町の健康づくり推進の町の町民が関心を持たれている部分についても大きく町として関与していただきたいというふうに思っております。

次に、2項目めの高齢者や障がい者に優しい環境整備についてのお答えをいただきました。

ことしに入りましてから、本当に特に腰を大きく曲げて車というのですか、スーパーに手押し車を押して、腰が大変曲がっているにもかかわらず一生懸命、スーパー近くを歩いていらっしゃる高齢の方を見かけております。地域にスーパーがなくなったということもあるとは思いますが、何とも言いがたいというか、頑張っているというふうに見ております。

そして高齢の方になると、特に、自分のペースで歩きたいということがあるそうなのです。上富良野町は、買い物弱者になりかけている方がたくさんいる中、そうやって自分の健康のことも考えながら歩き、そして押し車を押しながら、買い物をしながら行くまでの道すがら、路肩に腰をおろして休んでいる方、そしてしゃがみ込んでいる方も何回か見ましたが、そういう高齢の方たちが一生懸命、生活のために歩いて、お買い物に行かれたり病院へ行かれたりするというときに、休む場所として町はもう少し休むところ、ベンチを置いて自由にお休みいただくと、そういった提案的なことをしていただければというふうに思っておりますが、今後、まず7カ所ある場所というのは、大体どこら辺にあるのか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思いま

す。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤清君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、道路に隣接して設置されているベンチがありますが、東2丁目通り、役場の前の通りでございますが、役場の庭のところ横に設置しております。それと、東1丁目通り、郵便局の駐車場の横の部分です。それと、東1条通り、ロータリーの中にベンチを設置しております。それから、西保育園の前のこの4カ所と、それから道路に隣接しています緑地がございます、これにつきましては本町5丁目4番通りの緑地内、それから江花通りのポケットパークの中にベンチを設置しております。それから、富良野川の桜つづみポケットパークの江花通りのすぐ近くに設置しております。これは3カ所です。合計7カ所設置しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 今、伺いましたけれども、本当に人が通るような場所で、また公園の中だとか緑地の中だとか、いい場所を選んで置いていただいているというのがわかりました。

しかし、やっぱり先ほど申しましたように、上富良野町でお買い物をする、したいスーパーというのは集中する形になっておりまして、できれば利用する方たちが、少しでも高齢の方たちがお休みいただけるような場所を1カ所でも2カ所でもふやしていただいて、また、病院に行ったりそういうところの手前にも、病院とスーパーとの間とかそういうところにもぜひ、もし可能であればそういうベンチをふやすということを考えていただきたいなというふうに思っております。

これは高齢の方から直々に私のほうに、町政で言っていただきたいのだということをおっしゃって、私、今、ここで質問をさせていただいております。横の連携も大変重要になってくると思います。商店街の近くだったり、地権者だったりする方の了承も得ることが大切ですし、本当に歩行者の邪魔にならないような場所選びというのも大変だとは思いますが、ぜひ高齢の方の町民の声を受けとめる、そういう優しいまちづくりに関してもぜひお力をいただけるような施策として考えていただくわけにはいかないのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の高齢者等の弱者に優しい歩行環境、移動環境というのでしょうか、そういったものの整備については、十分御質問

の意味は理解できております。

先ほど、課長のほうから要所要所に設置してありますベンチ等については御報告させていただきましたが、そのほかにまだ町内には、商工振興条例をもってお店等を改築された町内で申し上げますと、奥田はなやさんだとか、四釜さんだとかというところにもお休みいただけるような仕組みは整っております。さらに、中茶屋だとか、そういったような他にも活用できるようなところもあるという状況もございます。

しかし、それで完全かということにはなりませんので、これから町民の皆さん方から、そういった実態をさらにいろいろ御意見を伺ったり、やはりそういう中でも抜け落ちているところはあろうかと思えます。議員も御理解いただいておりますけれども、あと歩行者に迷惑にならない、あるいは冬期間どうするとかというような課題もありますけれども、多くの皆さん方が望まれるような場所に、もしそういった不足している部分がありましたら、それは改善してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、1番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時43分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年12月11日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 小 野 忠

署名議員 村 上 和 子

平成26年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成26年12月12日（金曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第 1 号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）
第 3 議案第 2 号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 4 議案第 3 号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 5 議案第 4 号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第 6 議案第 5 号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）
第 7 議案第 6 号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 8 議案第 7 号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 9 議案第 8 号 平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
第10 議案第 9 号 平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
第11 議案第10号 上富良野町行政手続条例の一部を改正する条例
第12 議案第11号 上富良野町スクールバス条例を廃止する条例
第13 議案第12号 上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例
第14 議案第13号 上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
第15 議案第16号 上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
第16 議案第14号 上富良野町子どものための教育・保育給付に関する条例
第17 議案第15号 上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例
第18 議案第17号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
第19 議案第18号 上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例
第20 議案第19号 富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について
第21 認定第 1号 平成26年第3回定例会付託
議案第12号 平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について
第22 認定第 2号 平成26年第3回定例会付託
議案第11号 平成25年度上富良野町企業会計決算認定について
第23 発議案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見について
第24 閉会中の継続審査申出について

○出席議員（13名）

1 番	佐川典子君	2 番	小野忠君
3 番	村上和子君	4 番	米沢義英君
5 番	金子益三君	6 番	徳武良弘君
8 番	谷忠君	9 番	岩崎治男君
10 番	中澤良隆君	11 番	今村辰義君
12 番	岡本康裕君	13 番	長谷川徳行君
14 番	西村昭教君		

○欠席議員（1名）

7 番 中村有秀君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	青地修君
会計管理者	菊池哲雄君	総務課長	北川和宏君
産業振興課長	辻剛君	保健福祉課長	石田昭彦君
子ども・子育て担当課長	吉岡雅彦君	町民生活課長	林敬永君
建設水道課長	佐藤清君	農業委員会事務局長	北越克彦君

教育振興課長 野崎孝信君
町立病院事務長 山川護君

ラベンダーハイツ所長 大石輝男君

○議会事務局出席職員

局長 藤田敏明君
主事 新井沙季君

次長 佐藤雅喜君

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成26年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 米 沢 義 英 君

5番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第2 議案第1号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第1号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、保育所入所者について、当初予算から12月現在見込みの人員の異動に伴います保育料、国・道負担金及び運営負担について、所要の費用の補正をするものであります。

2点目は、給与費について、給与制度の改正に伴

います給与費及び職員手当の増額補正、退職及び会計間異動等に伴います補正並びに退職手当組合及び共済費等の負担率の確定に伴います減額補正をするものであります。あわせて、農業委員会委員選挙の無投票の確定に伴います職員手当の減額補正並びに北海道知事道議会議員選挙の執行に要する職員手当の増額補正をするものであります。

3点目は、後期高齢者医療費について、平成26年度保険基盤安定納付金の確定及び平成25年度療養給付費負担金並びに事務費負担金の確定に伴います負担金及び繰出金の減額補正をするものであります。

4点目は、北海道知事道議会議員選挙について、平成27年4月に執行予定であり、選挙事務期間が平成26年度から平成27年度にまたがることから、平成26年度中に要する経費について補正をするものであります。

5点目は、改正農地法が平成26年4月から施行されたことに伴い、農地台帳システムの改修をする必要があるため、所要の費用の補正をするものであります。なお、改修に要する費用については、全額道交付金で措置されるところであります。

6点目は、小学校教科用図書が平成27年4月に改訂されることから、指導に用いる指導用図書等の整備について所要の費用の補正をするものであります。

7点目は、各事業における事業費の確定に伴います減額補正をするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で財源的に余剰となります部分につきましては、今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,742万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,475万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

12 款分担金及び負担金 255万7,000円。

13 款使用料及び手数料 27万5,000円。

14 款国庫支出金 440万8,000円。

15 款道支出金 122万8,000円。

16 款財産収入 115万円。

17 款寄附金 74万5,000円。

18 款繰入金 153万7,000円の減。

20 款諸収入 860万円。

歳入合計は、1,742万6,000円でありま

す。

2 ページをごらん願います。

2、歳出。

2 款総務費 1,092万円の減。

3 款民生費 523万円の減。

4 款衛生費 397万4,000円の減。

6 款農林業費 117万3,000円。

7 款商工費 94万9,000円。

8 款土木費 1,118万8,000円の減。

9 款教育費 32万8,000円の減。

10 款公債費 840万円。

11 款給与費 352万1,000円の減。

12 款予備費 4,206万5,000円。

歳出合計は、1,742万6,000円でありま

す。

以上で、議案第1号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 何点か質問させていただきますが、まず第1点目には、12ページの定住移住の促進という形で、減額予算という形で精査になるのだろうというふうに思いますが、実績等はどういうふうになっているのか、この点お伺いしておきたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、18ページ、児童措置費にかかわって保育所の人員等の確定による措置負担という形になっておりますが、各保育所では現在、待機児童は上富良野町にはないと思っておりますが、それぞれ何人入所されているのかという点と、今回のいわゆる一時保育等の利用状況はどのようになっている

のか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、21ページの衛生費という形でクリーンセンターの光熱費、電気料ですね、40万円増額という形で、今回の電気料等の値上げ部分だというふうに思いますが、今後、来年度以降また再引き上げということが想定されると、また、当然電気料等が上がると思いますが、大体見込みとしてどういうふうになるのか。また、町全体として、この電気料等については、値上げされた後、来年どのぐらい値上げを、負担がふえるという形になっているのか、この点お伺いいたします。他の自治体では、電力の削減等という形で代替で他の電力会社等と協力しながら削減するという話もありますが、町はそういうことは想定されていないのかどうかお伺いいたします。

次に、25ページの商工振興費で、人材アカデミー等の実績という形で、非常に観光を推進する上で大切な役割を担ってきております。それで着実に前へ進んでいる部分もあるかというふうに思いますが、こういうものも含めて、これから新たな観光産業に一石を投じる部分もやっぱり位置づけられて、貴重なワーキング推進もそうなのですが、内容になっているというふうに思いますが、こういったものも含めて、更新、派遣等、あるいはどのような、最終的に参加された人員等、また、今後につなげるものがあつたのかどうか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、31ページの学校管理費で、上富良野小学校の整備、備品購入等執行残という形になっているかというふうに思います。これは上富良野町内と町外等の、恐らく備品等の購入がされたというふうに思いますが、町内と町外等の備品購入の内訳がわかれば、実績等がわかれば、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の1点目の定住移住促進費にかかわる御質問ですが、これにつきましては、今年度、北海道暮らしフェア in 東京、それから名古屋、大阪ということで、3都市にことし行ってきたところでありますが、それに伴う旅費、費用弁償の精算並びに消耗品等の精算ということでもあります。

具体的な、向こうのほうに行つての成果であります。アンケート調査等も今まとめているところがありますけれども、ただ単純に会場に来られるのではなくて、やっぱり北海道のどここの町ということで、ピンポイントで相談に来られる方が結構多

かったということで話は伺っているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の保育所の入所人員等に関する御質問にお答えいたします。

保育所の入所の人員等に伴います予算につきましては、当初予算において、それぞれの保育所の定員数をもとに予算の計上をさせていただいております。6月の補正においては、4月1日の入所が確定した時点の数字で6月に補正予算を一度させていただいております。

その後の新たな入所や変動等の要因に伴って、またあと、来年の3月までを一定程度見込んだ中で今回の補正をさせていただいております。今現在、中央保育所においては80名、わかば愛育園については54名、西保育所につきましては58名の入所をいただいております。今回の補正には、それに、それぞれ各保育所に1・2歳児1名の新たな入所、それから今現在で入所の決定をしている児童もおりますので、それらを含めた数に基づいて補正をさせていただいたところであります。

あとは一時預かりの数でありましたが、今ちょっと手元に今年度の実績等のデータを持ち合わせておりませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 4番米沢議員の、先ほどの3項目めのクリーンセンターの電気料についてお答えさせていただきます。

まず、このたびの補正につきましては、電気料の燃料費調整額と再エネ発電賦課金の増額のために補正するという御理解をいただきたいと思っております。

また、今後、クリーンセンターの電気料の値上げにつきましては、北電のほうから試算としていただいております300万円超えの増額ということの見込みで通知をいただいているところを御報告させていただきます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の電気料にかかわります全体的な話ですが、町全体としては来年度年間1,100万円程度増額になるということを想定しておりますが、また、質問の中で他の電力会社等の契約の検討等ということがあったかと思っておりますが、この部分についてはまだまだ他の業者の電気供給力のことが未知数でありますことか

ら、今後の研究する材料としては考えられるかなと思っておりますが、当面は変更の予定はないということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 4番米沢議員の観光に関する部分での御質問にお答えさせていただきます。

観光振興計画上のワーキング推進という形で、町に訪れてこられる方のために受け入れ体制としての、どういうふうにおもてなしをするかというような、そういう講習、講演等を行いまして、そういう部分でのスキルアップを図るのがまず1点と、もう一つは、いかに町に来たときに滞留時間をつくるかという点で、将来的には、例えば宿泊施設が独自に設けるオプションとか、そういうような、商品化というようなことを目指しながら作業を進めているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 4番米沢議員の上富良野小学校の改築備品の関係で、町内、町外というお尋ねかと思っております。

今回、小学校の備品整備に当たりましては、基本は町内業者ということで購入を進めておまして、約20件の購入の中で町内業者700万円、町外業者約400万円弱ということで、町外業者400万円となっている部分については2件でありまして、1件についてはコンピューター関係で富良野の業者を入れたということで40万円弱と、あと、放送機具ということで、特殊機械が1件ありましたので、これが三百数十万円。これは札幌の業者ということで、この2件が今言った400万円弱の中で町外に業者が納入したと、このようになっています。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 24ページの農地台帳システム改修ですが、これはどのような内容の改修になるのか。農地の取り扱い方が変わるのか、単位とかが変わるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 3番村上議員の、農地台帳のシステム関係につきましてお答えいたします。

農地台帳は、今でも現存にはありまして、農業委員会の日常の業務に使っているものでございます。

農地法という法律がありまして、農地法という法律に、この農地台帳を「各市町村の農業委員会に置くものとする」ということに、平成26年4月から法律に書かれたところでございます。今までは農林水産省の局長の通知で農地台帳システムを各市町村に置きなさいというものだったのですけれども、これが法律に書かれたということが大きく変わりました、法律に書かれたことは農地台帳をインターネット等で公表するということが書かれました。

各市町村農業委員会で公表することになるのですけれども、日本中の農業委員会それぞれに公表すると、システムがいろいろ出てきますので、全国農業会議所という、農業委員会の一番大もとの組織が東京にあるのですけれども、そこで一本化をして公表するという、日本中の農業委員会の農地の情報を全部吸い上げていって、全国同じシステムで統一するという方式に変わりました。

上富良野の農業委員会で持っている農地の情報等々を、統一化システムという、CSVファイルと言うのですけれども、それを全国ベースのシステムに合わせるために、ちょっと中身を、データの整理をするというような作業になります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

先ほどの答弁漏れについて、今、答弁いたさせます。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 先ほど各保育所の一時預かりの数でございますが、11月末現在で、中央保育所で11件、わかば愛育園で27件、西保育園で14件という実績になってございます。

◎日程第3 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、国保基盤安定負担金が確定したこと並びに人事異動に伴い職員給与費等が減額したことから所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、人事異動に伴い、職員給与費等が減額したことから、所要の補正をするものであります。

また、収支の差額については予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,130万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰入金231万2,000円の減。

歳入補正の合計は、231万2,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費31万円の減。

11款予備費200万2,000円の減。

歳出補正の合計は、231万2,000円の減であります。

以上で、議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第3号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(林 敬永君) ただいま上程いただきました議案第3号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が確定したこと並びに後期高齢者医療広域連合事務費負担金に係る平成25年度分の精算及び平成26年度分が確定したことから、繰入金の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、歳入補正をしました相当額について、広域連合納付金の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,886万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

みを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金350万5,000円の減。

歳入補正の合計は、350万5,000円の減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金350万5,000円の減。

歳出補正の合計は、350万5,000円の減であります。

以上で、議案第3号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

職員の給与費について、本年度の人事院勧告による給与手当の増額改定と退職手当組合負担金及び共済費の減額改定に伴う補正をお願いするものであります。

当該補正に伴い、給与費の負担分として、一般会計繰入金のほか、地域支援事業分に当たります国・道支出金につきまして所要額の補正をするものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別

会計補正予算（第3号）。

平成26年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,504万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金5万7,000円の減。

4款道支出金2万9,000円の減。

7款繰入金38万7,000円の減。

歳入合計47万3,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費35万8,000円の減。

3款地域支援事業費14万2,000円の減。

7款予備費2万7,000円。

歳出合計47万3,000円の減であります。

2項目め以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第5号平成

26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第5号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきまして、1点目は、リフト付ワゴン車購入価格確定による施設整備基金繰入金の減額補正であります。

2点目は、寄附採納による一般会計繰入金の増額補正であります。

歳出におきまして、1点目は、リフト付ワゴン車購入価格確定等による減額補正であります。

2点目は、寄附採納をサービス事業費の備品購入費、介護用ベッド2台に充当し、一般財源からその他財源への組みかえをするものであります。

3点目は、人事院勧告による給与改定等に伴う給与費の増、退職手当組合負担率、共済組合負担率等の確定、労災保険料、雇用保険料の確定、社会保険料等の精査による一般管理費の減額補正であります。

4点目は、財源組みかえによる一般財源10万円、歳入における施設整備基金繰入金の減、歳出における一般管理費、備品購入費の減との差額による一般財源37万3,000円、合わせて47万3,000円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

なお、今後におきまして、事業の収支状況を見きわめながら、基金への積み立て等も検討してまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億82万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金80万円の減。

歳入補正額の合計は、同額の80万円の減額でございます。

2、歳出。

1款総務費17万2,000円の減。

2款サービス事業費110万1,000円の減。

5款予備費47万3,000円。

歳出補正額の合計は、80万円の減額でございます。

これをもちまして、議案第5号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） このたびの補正は、備品購入費、介護用のリフト付ワゴン車ですとかいろいろ買いまして、そのほか3点ぐらいの理由があるわけですけれども、予算に対して精査した結果、今減額補正するところなのですが、サービス収入、これが非常に厳しいような状況がありまして、平成37年までのサービス収入の見込み表をいただいておりますけれども赤字ということで、また、来年、介護報酬が改定されます。そうすると、6%程度だということが言われているのですけれども、これが実現すれば9年ぶりということで、経営努力に限界があって、6割ぐらいが赤字になるだろうと言われていのです。

今、介護用のいろいろ求めて、サービス事業も一生懸命やられているのですけれども、所長もラベンダーハイツを預かっていらして、今回給食も民営委託いたしました。いろいろ考えておられると思うのですけれども、やっぱり建てかえを早めるとか、今回一番厳しいのが多床型、個室にはそんなに落としませんけれども、介護報酬はかなり落としますので、現在多床型ですので、どうにもならないかなというところはありますので、そういったことを、町長でないちょっと難しいかもしれませんが、このサービス収入が20倍ぐらいの赤字に、試算いただいておりますので、そこら辺、改革をどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思いま

す。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在第6期の介護報酬改定では、特養従来型多床室の関係とかデイサービスの影響がどのようなものになるか危惧されるところであります。今後、国等の動きに注視しながら、どうなっていくかということで対応を図っていかねばならないと考えております。

また、ハイツといたしまして安定した経営を継続していくために、給与費とか賃金の増とかスプリンクラーの償還などさまざまな要因がありまして、年々厳しい経営状況になっていきますから、今後、効率的な運営、管理による歳出の削減も今まで以上に努めていかなければならないと考えております。

また、施設の整備基金も、今、トイレの改修とかリフト付ワゴン車の更新ということで使っておりますので、今後基金も底をつくことが想定されますので、町のほうと、今後、そういう施設の改修も年次的に進めていかなければならないことから、協議をしながら逐次進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今、担当の施設長がおっしゃられた施設整備の関係でお伺いいたします。

まず、第1点目。

今後、この収支決算の状況を見ますと、当然基金等がなくなる。それとあわせて、当然、行政としても、こういった老朽化してきている施設等に充てる、やはり一般会計からの繰り入れや支援体制というのは当然とらなければならないというふうに思っています。これを単独の運営で収支を全部賄えというふうには当然ならないと思いますので、その点は行政側も、そういったことも含めて、今後こういったものに対する財政の支出というのは考えていらっしゃると思いますが、まずこの点、どのような考えをされているのかお伺いしておきたいと思えます。

次に、補正予算の中で介護ベッドの2台充当という形になってきているかというふうに思っています。これは、従来のベッドと機能が、向上する部分だとか、そういったものも見込んだ購入という形の予算に充当されるのかどうなのか、また、今後ベッドの老朽化等々というのはないのかどうなのか、この点もあわせてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の2点のうち、1点目の施設の老朽化に関する御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

御案内のように、ラベンダーハイツも相当老朽化が進んでおります。基本は特別会計でありますし、また、介護報酬を収入源としておりますので、そこで完結することが基本であります。ただ、大規模改修含めて、そういうものについて別途の協議をしながら、場合によったら一般会計から、その施設の長寿命化に対して応援をしていくことは考えているところであります。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 4番米沢議員の御質問にお答えします。

ベッドの関係でございますけれども、現在ショートのほうでベッド10台入れておりますが、旧式ということで、使用において具体的な、ちょっとどういふふうにだめなのかという部分、ちょっと私も把握はしておりませんが、センサーつきで、上下動だとか、左右に動かせるとか、そういうような具体的な部分ですぐれている部分がありますので、現在利用している方が、さまざまな状況がございますので、それに対応できるということで介護用ベッドを年次的に、できれば10台買いたいなというふうを考えておまして、そのうちの2台ということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第6号平成26年度上富良野町簡易

水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入では、1点目として、補償工事確定によります雑入の減でございます。内容は、北海道が行いますデボツナイ川河川改修工事に伴います第1興農橋架けかえ工事水道管移設補償工事の確定と、同じく北海道が行います農業農村整備事業に伴います水道管移設補償工事確定によるものであります。

2点目として、事業費確定によります起債借入額の減と一般会計繰入金の減でございます。

次に歳出では、工事請負費事業確定及び備品購入費精査によります衛生費の減であります。内容は、1点目として、道営事業の第1興農橋架けかえ工事におきまして、当初、橋梁を新設し、水道添架管を設置する予定でありましたが、変更によりまして本年度は仮橋設置のみの工事となり、既存水道管の撤去のみを行うことから、工事請負費確定による減となったこと、2点目として、農業農村整備事業によります水道管移設補償工事確定による減と検測量水器取りかえ工事の事業費の確定によります減と、3点目は、備品購入費の水道メーター購入精査によります減額となり、所要の補正を行う内容となっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,098万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,919万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金101万9,000円の減。

4款諸収入197万円の減。

5款町債800万円の減。

歳入合計1,098万9,000円の減となっております。

ります。

2、歳出。

1 款衛生費 1,098 万 9,000 円の減。

歳出合計 1,098 万 9,000 円の減とするものであります。

第 2 表、地方債補正。

簡易水道事業、補正前 800 万円、補正後ゼロとなっております。

以降、事項別明細書につきましては、御説明を省略させていただきます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 6 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 7 号

○議長（西村昭教君） 日程第 8 議案第 7 号平成 26 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第 7 号平成 26 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入では、歳出の事業費精査及び財源組みかえによる地方債償還金利子の減による一般会計繰入金の減と、また、歳出では、1 点目は人事異動及び職員給与改定に伴う一般管理費の減と、2 点目は不明水対策事業費の精査に伴います施設管理費の減と、3 点目は浄化センター更新事業費の確定に伴います建設事業費の減となり、所要の補正を行う内容となっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第 7 号平成 26 年度上富良野町公共下水道事

業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 26 年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,143 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,584 万 8,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

4 款繰入金 1,143 万 6,000 円の減。

歳入合計 1,143 万 6,000 円の減となっております。

2、歳出。

1 款下水道事業費 1,143 万 6,000 円の減。

歳出合計 1,143 万 6,000 円の減とするものであります。

以降、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 7 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 8 号

○議長（西村昭教君） 日程第 9 議案第 8 号平成 26 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第8号平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳出において、人事異動及び職員給与改定に伴います職員給与費を減額し、同額を予備費に充てる内容となっており、総予算の増減は伴わない内容となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）。

第1条、平成26年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額1億7,182万2,000円、計1億7,182万2,000円。

第1項営業費用、1億2,985万4,000円を179万9,000円減じ、1億2,805万5,000円となっております。

第4項予備費、2,833万5,000円を179万9,000円の増で2,513万4,000円となっております。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費、3,263万2,000円を179万9,000円減じ、3,083万3,000円とするものです。

以降、1ページから7ページの予算実施計画及び明細書につきましては御高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたし

ます。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、二つの要素で構成されておりまして、1点目は人事院勧告に伴う給与費の補正と人事異動に伴います会計間の異動による収益的支出の医業費用と老人保健施設事業費用の給与費からそれぞれの所要額を減額するもので、減額総額は505万5,000円であり、減額する全額を予備費に計上し、今後に備えようとするものであります。

2点目は、御寄附を2件、13万円いただいておりますので、寄附者の御趣意に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）。

（総則）。

第1条、平成26年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、平成26年度上富良野町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、補正予定額ゼロ円。

第1項医業費用424万7,000円の減。

第3項老人保健施設事業費用80万8,000円の減。

第5項予備費505万5,000円。

（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額13万円。

第1項出資金13万円。

支出。

第1款資本的支出13万円。

第2項建設改良費13万円。

(議会の議決を経なければ流用のできない経費)。

第4条、予算第7条中(1)職員給与費6億3,036万1,000円を(1)職員給与費6億2,530万6,000円に改める。

なお、1ページ以降については御高覧いただいているものとして、御説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第10号上富良野町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

処分や行政指導に関する手続について、国民の権利、利益の保護の一層の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されるところであり、この改正法の施行にあわせ本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容について、1点目は、許認可権限の根拠の明示について規定の追加をするものであります。2点目は、行政指導の中止等の求めについて規定の新設をするものであります。3点目は、処分等の求めについて規定の新設をするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町行政手続条例の一部を改正する条例。

上富良野町行政手続条例(平成9年上富良野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、議案の朗読を省略させていただき、条を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので御了承願います。

目次は、条文の追加により改めるものであります。

第2条、第3条及び第4条は、改正法において、それぞれ字句が改められたことから改めるものであります。

第3条は、許認可権限の根拠の明示について、行政指導に携わる者は、その行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、その権限を行使し得る根拠事項等を示さなければならない規定の追加であります。

第3条の2は、行政指導の中止等の求めについて、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が規定する要件に適合しないと思量するときは、その行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、その行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。また、その申し出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、その行政指導が規定する要件に適合しないと認めるときは、その行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならない規定の新設であります。

2ページをお開きください。

第3条の3は、処分等の求めについて、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思量するときは、その処分または行政指導する権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、その処分または行政指導することを求めることができる。また、その申し出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その処分または行政指導をしなければならない規定の新設であります。

附則第1項は、施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

附則第2項は、上富良野町税条例において本条例を引用していることから、本条例の改正により引用する条項が繰り下がったことから、引用する条項に改めるものであります。

以上で、議案第10号上富良野町行政手続条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か、よくわからないので質問させていただきますが、行政指導の対象になる部分というか範囲というか、個人だとか、あるいは業務上において不適切な運營業務があったということも対象になるのかなというふうに思います。そうしますと、そこに至るまでの説明責任だとかいろいろと出てくるのだろうというふうに思いますが、そのやりとりはどのようなふうになるのか。一般的には、税務でしたら督促、勧告だとか、いろいろ行くまで日にちがあって、最終的に差し押さえというふうになりますが、こういう場合はどのようなふうになるのか、この点、手続上の問題をお伺いいたします。

次に、相手方から町に対して、逆にこれはおかしいのではないかと、行政処分は不当だという申し出があった場合、その申し出に対する、いわゆる調査を行うというふうになっておりますが、行政機関で、改めて町政に基づいて指導だとかどうあるべきかだとかということを適切に判断して、またやりとりするというふうになっておりますが、これ、行政機関というのは第3者機関も含まれているのか、町の内部だけにおいてやるのか、狭い範囲でしかちょっとわからないので、その範囲等についてはどのようなふうになるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の2点の御質問にお答えします。

まず、1点目の処分の手続の関係でありますけれども、これにつきましては、あくまでも条例の規則に基づく中身について、その行政指導をした相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあるときに鑑みて、相手方から申し出を受けた場合に行政機関が改めて調査を行って、その部分について必要な措置を講ずるという中身のものであります。

2点目につながりますが、その範囲ということになっていきますが、この条例につきましては町の条例

でありますので、町長もしくは町の機関ということで規定しているものであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再度、総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 例えば、今、税の督促等のお話がありましたが、税の督促等の部分については、地方税法に基づいての督促、それから滞納処分の実施ということになります。当然のことながら徴税条例のほうにもその部分については触れられているところがありますので、町の処分に対して、それぞれ……（「ちょっと違うのだよな」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） しばらくお待ちください。

暫時休憩といたします。25分で再開したいと思っておりますので、その後、米沢議員の質問に答弁をいたさせます。

午前10時10分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの4番米沢議員の質問に対しての答弁をいたさせます。

総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の質問に対して再度お答えいたします。

行政手続の部分についての申請があつてからの対応でありますけれども、その中において、申請に基づく町が行った部分についての審査の申し出があつたときには、それぞれの審査基準の標準処理期間というものがありまして、その期間内にその処理を決定した部分を許可等の処分に行くということで、それぞれの申請に対する処分の、標準期間がそれぞれで種類がありまして、それに基づいて処分をするという中身になっているものであります。

なお、先ほど申し上げておりました税の滞納処分等につきましては、個別の法令がありまして、この部分については今回の町の条例からは別の部分での処理の対応となるように、そちらのほうでの申請手続が必要となるという中身になっているところであります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長(西村昭教君) 日程第12 議案第11号上富良野町スクールバス条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町スクールバス条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成16年10月から、路線バスとスクールバスを一元化した混乗方式により運行しているところですが、バス利用者が減少したこと、予約型乗り合いタクシーが交通手段として浸透し、利用者が拡大したこと及び児童生徒の通学の利便性の向上を図るため、平成27年1月から混乗方式を廃止し、スクールバス運行のみとすることから、一般旅客の利用及び旅客運賃が生じなくなることから、本条例を廃止するものであります。

また、本条例の廃止に伴い、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例に規定するスクールバス事業施設を削除する改正をします。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第11号上富良野町スクールバス条例を廃止する条例。

上富良野町スクールバス条例(平成16年上富良野町条例第24号)は、廃止する。

附則。

(施行期日)。

1、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)。

2、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和62年上富良野町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第11号を削る。

以上で、議案第11号上富良野町スクールバス条例を廃止する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 確認させていただきたいと思えます。

スクールバス条例廃止という形で、これに伴って地域の利便性がどうなるのかというところが一番気にかかります。当然、利用者については、こういった、廃止することにより予約型タクシーの方向に来るといった話も出てくるかと思いますが、本当に生徒が、授業が終わった、部活が終わった後、それに伴って帰宅が遅くなるという場合等も想定されるのかなというふうに思いますが、こういった部分に対する対処も含めて、一般の利用者等の利便性もどうなのかというところが一番気にかかるのですが、この点についてはどのような改善、あるいは例があるのかも含めてお伺いしておきたいと思えます。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(北川和宏君) 4番米沢議員のスクールバスの廃止後の、その後の利用に関してのお話ですが、まず1点が、一般乗客の部分につきまして、現在廃止する理由の一つにも申し上げておりましたが、利用者がだんだんと減少してきたことでもあります。予約型乗り合いタクシーが平成23年から試行を開始しておりまして、平成25年から本行、今年度は、より利便性を向上させるために、平日のみの運行から土曜日運行も追加して運行しているということで、地域の方々、遠方からの方も含めてですが、利用しやすい環境づくりということも今進めておりますので、その部分について、これまで乗っていた方につきましては、予約型乗り合いタクシーの利用に移行していただく形で交通手段の確保をしていただきたいと考えているところであります。

また、児童生徒の部分については、今、教育委員会のほうで利用児童生徒のほうに周知する準備を進めているところでありますが、それにつきましても、スクールバスに特化することによりまして、効率的な運行が図られるということで認識しているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(西村昭教君) 4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 予約型のタクシーになりますと、当然農家のほうから町に出てくる場合だと逆に移動する場合等が高く、従来の100円から、バス利用からなれば高くなります。そういった部分で、利用者からもこういう負担の均一化を求める声が出てきているというふうに思えます。

やはりそういうものも含めて、祝祭日の利用だとかも改善を図って、少なくともやっぱり利用者の環境をよくするという方向も必要だというふうに思うので、この点も将来的にどういうふうを考えているのか、前も質問しましたが、そこまでは求めないという答弁であります、この点お伺いいたします。

あと、生徒については、例えば地域で奥に生徒がいるという場合、東中だとか江花だとか、そういう場合、その年によって生徒数も変わったりとか当然ですが、その戸口まで、言うなれば、行ける環境があるのかどうなのかということも、当然、廃止によってそういった所まで行ける条件が出てくる可能性もあるのだらうと思いますが、そういったところの改善がされるのかどうなのか。あわせて、一般の利用者に不便をかけてはならないということが原則でありますから、より向上という点で、こういう廃止とあわせて、それが一層利用者の利便性を高めるということが前提条件になるというふうに思いますので、この点等について、どのようになるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の、まず1点目の予約型乗り合いタクシーの今後の運行の部分についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、予約型乗り合いタクシーの部分についての料金体系の部分につきましても、先般の部分でもお答えしたとおり、この部分、現行の制度を今で維持していく考え方はありますが、今後、利用者からのアンケート調査等も当然実施していかなければならないと考えておりますので、その利用者ニーズも見ながら考えていきたいと思いますが、昨年のアンケートの中では、多くの方が今の利用料金については理解を示していただいているということでもありますので、その部分で今回、当面の間、この部分は継続していきたいと考えております。

また、運行の拡大についても今御質問がありましたが、今回、そのアンケートに基づいて、利用目的が通院というのがほとんど、8割を超えるということで、日曜・祝日は病院は休んでおりますが、土曜日は開院しているところがありますので、その部分を考慮すると、土曜日の運行拡大をする必要があるということで、ことしの4月からやっているというところでもありますので、その部分も事業者とそれぞれ相談しながら、理解を得た上で今回拡大をしたということでもありますので、今後もそういう利用者の御意見等も伺いながらの運行にもなっていくと思いますが、現在はこの制度の中で進みたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 4番米沢議員から、運行の利便性に関する御質疑かと思えます。

現在、バス5路線のうち、十勝岳線1路線以外4路線、それぞれ今度はスクール専用ということになります。清富1路線、里仁、江幌、静修、江花、東中、富原ということで、旭野十勝岳地区以外については、全町的に、この4便で網羅をしたいと考えています。

ただし、今、遠くの部分の御懸念がございます。そういった部分で、まず児童生徒が、学校へ来る時間が相当長くないように、最初に乗ったお子さんが学校に着くまでに、少なくとも30分、40分以内に来ないと疲れてしまう、こういった問題もあることとあわせて、隣の町の、例えば美瑛の付近の、町界に住んでおられる方、そういったことも含めて今の時間におさまるかどうか、その年によって通学する生徒が変わりますので、そういったことも含めて今検討を進めておりますので、場合によっては今、一部タクシーを利用している生徒もおりますので、それらのほうとあわせて、効率的な運行に今は努めていくところでありますし、あわせて、できるだけその生徒の入り口で乗れるような環境づくりも進めて、そういったことを含めて利便性の向上を図れるよう今検討を進めているところであります。できましたら時期含めて、いろいろ課題もあるところでありますが、新年1月から、できればということで今内部で検討を進めておりますので、それらの課題を含めて、いろいろなことを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第11号を起立により採決いたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

出席議員はただいま13名でありますので、その3分の2は9名でございます。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 3分の2以上でございます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

◎日程第14 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例、日程第14 議案第13号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例及び議案第13号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次一括法において、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援事業に関する基準及び指定介護予防支援等の事業に関する基準などが市町村条例で定めることとなったことから制定するものであります。

まず、議案第12号上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例であります。この条例は、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターにおいて包括的支援事業を適切に実施するために必要な基準を定めるもので、事業の基本方針のほか職員の配置基準などについて規定しております。

条例の制定に当たっては、国が示しました基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性がないものと判断することから、国の基準どおりに制定しようとするものであります。

次に、議案第13号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例であります。この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の申請要件のほか事業の人員や運営の基準などについて定めるものであります。

条例の制定に当たっては、国が示しました従うべき基準、参酌すべき基準を基本としまして、一部町としての独自基準を追加したところであります。

第1章第1条から第3条までは総則で、条例の趣

旨及び基本方針のほか申請者の要件について規定しており、町の暴力団排除の推進に関する条例の理念から、暴力団等の排除規定を独自基準として追加したところであります。

第2章第4条から第5条までは人員に関する基準で、従業者の人数及び管理者の配置等について規定しております。

第3章の第6条から第30条までは運営に関する基準で、利用申込者等への説明及び同意のほか運営規定の制定、秘密の保持、苦情処理等について規定しており、本町の独自基準として職員の資質向上に向けた具体的な研修計画の作成と事業に伴う諸記録の保存年限として、国の基準の2年から5年間とする旨追加したところであります。

第4章の第31条から第33条までは介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で、指定介護予防支援を取り扱っていく上での方針や留意事項について規定しております。

第5章の第34条では、要支援者ら町外の遠隔地に居住する場合などの基準外等介護予防支援等に関する基準で、指定介護予防支援を準ずる旨規定しております。

また、指定地域密着型の介護予防サービスにおいて、これまで国の基準に沿った取り扱いとしていたものにつきましても、当条例の基準に基づき取り扱いしていくこととするよう、附則において、上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日は両条例とも平成27年4月1日とするものであります。

以上、議案第12号上富良野町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び議案第13号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） まず、第1点目については、包括支援センターの職員等にかかわる基準の条例の設定等についてお伺いいたします。

町では、保健師1人、社会福祉士、これに準ずる

者1人という形で、あとは主任看護支援員という形で設置されております。3,000人未満という場合の設定基準だというふうになっているかというふうに思いますが、これはあくまでも、その地域の事情によって、例えば保健師を2人配置するだとか、介護の支援する要因の状態をもっと把握したりだとか、よりよい支援体制をとりたいという場合に、この配置基準というのは町独自で、単独で見直せる部分というのはあるのかどうか。あくまでも国の基準を参酌しながらという形になっているかというふうに思いますが、その点はどのようになるのかお伺いいたします。一つ目です。

二つ目には、これに基づいて、今よく言われている権利擁護の問題等、一人一人の要介護者における状況も含めて、やっぱり地域の施設との連携等が当然求められて、恐らくこの部分で相当高度な判断も要する部分、あるいは決定する部分だとか、運営協議会等もあるかというふうに思いますが、それに基づいてやられるわけですから、そういう支援体制を当然密にするとということであれば、ここがしっかりと機能しなければ、やはりできない話でありますので、そういうものも含めてどういう体制に今後なるのかお伺いしておきたいと思っております。

(3)に、そういった地域でもう1カ所地域包括センターを必要とする場合は、運営協議会において認められた場合というふうになっておりますが、あくまでもこれは運営協議会を通して、設置が可能なのか、または必要なかということが判断されるのかというような内容かと思っておりますが、この点お伺いしておきたいと思っております。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(石田昭彦君) 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

包括センターの職員の配置基準につきましては、条例にも記載しておりますように、原則の基準として、国が配置基準につきましては従うべき基準となっております。基本的にはこれが下限になるというのが国の考え方でありまして、議員おっしゃるように、例えば町においてもっと多くの職員を配置すべきだということであれば条例の中に、今回町のほうは、それぞれ保健師、社会福祉士、それから主任介護支援専門員、もしくはそれに準ずるような職員を1名ずつ配置することを基準として条例を定めさせていただいておりますけれども、運営協議会等において、さらにもっと多くのそういう専門職を配置すべきだということになれば、条例の規定に基づいてそういう改正ということはやぶさかではないものというふうに理解しておりますけれども、基本的に、1包括支援センター、大体3,000人から

6,000人ぐらいの1号被保険者を抱える包括センターとしては、専門職3人程度の配置が効率的な運営につながるものというふうに理解をしているところであります。

あと、特にサービス事業を展開していくのは、町内の各事業所等でそれぞれサービスの展開をしていただく中で、特に課題になっております権利擁護等の問題につきましても、先ほどの包括センターの条例とは別に、地域指定介護の予防支援等にかかわる基準条例においても、私たちの包括センターの職員もそうでありまして、それぞれサービスを担っていただきます各事業所の職員の皆さんにおいても、こういった権利擁護等についてもしっかりと学習してもらうことが必要ということで、私どもの町の今回の基準の中にも、職員の資質の向上に向けた権利擁護、それから虐待防止、それから認知症の理解等について、そういったものをしっかりと研修項目に挙げていきたいと思いますという基準を定めさせていただいて、それらの効果的な運営に努めていきたいということで考えているところであります。

同じように、サービス担当者会議はそれぞれの事業所の中でお願いすることになりますし、各事業所等が連携する中で、本町の包括センターが中心になりまして、ケア会議等を定期的開催する中で、それぞれの事業所等での課題等も情報公開しながら、効果的な、利用者が安心して利用できるような、そういう運営を努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。(発言する者あり)

答弁が漏れておりました。

包括センターを、例えば上富良野町内にもう一つというようなことというのは、御指摘のように運営協議会の中で御議論をいただいて決定していくこととなりますが、現在、町のほうでは、大きな自治体、それとか、例えば地理的な条件で、1号の被保険者は数は少ないのですけれども遠く離れているとか、そういう地理的な条件であったりだとか、逆に大きな、都会であれば、そういう中学校区単位に設けるとか、いろいろな考え方の中で一つの自治体の中に複数の地域包括センターを設けているところがありますが、そのようなことが必要であれば運営協議会の中で御議論いただくこととなりますけれども、現時点、上富良野町においては、1施設ということで運営していくことが妥当だということで判断をしているところであります。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 次にお伺いしたいのが、議案第13号の点であります。これは違いますか。

- 議長（西村昭教君） 別な質問ですか。
- 4番（米沢義英君） ええ、そうです。
- 議長（西村昭教君） 別でしたらだめです。関連ならいいですけども。
- 4番（米沢義英君） 一つ一つですね。
- 議長（西村昭教君） 3回までですから、今の答弁に対して質問があれば。
- 4番（米沢義英君） 関連するのでお伺いいたします。

これは、利用者等にもかかわる非常に重要な条例の改正であります。今回の改正は、12号と13号という形の中で、連動する部分も非常に多くあります。

そこでお伺いしたいのは、13号の中の人員及び運営、予防を効果に達するための要件として掲げられている内容があります。そこには、第33条には、やはり介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できる、こういうことが掲げられております。そこには単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった問題だけではなくて、利用者の生活環境、そういうものも含めて支援しなさいということがうたわれております。これは当然のことでありまして、やはりこういった、日常の生活含めて、例えば米沢が介護に陥った、要支援に陥った場合に、どういう生活をしているのかと。どういう食糧物を食べて、毎日生活して、人との関係が成り立っているのか、生活社会の中で、上富良野町の中で成り立っているのかというところまで、小まめな調査をして、そこに自立できるような生活機能の向上を求めて、それに対する支援体制の充実をしなさいと、大まかなこと言ってますがうたわれております。

そういった場合に、やはりそれに対する指導だとか援助というのは当然必要になってきます。それとあわせて、それぞれの事業者が介護計画に基づいた指導だとか機能訓練の回復だとかというのが当然求められてくるというふうに思いますが、これを怠った場合、これは行政が恐らく指導しなければならない部分が出てくるのかなというふうに思いますが、そういったものも含めて、今回の条例の位置づけというのは本当に非常に重要になってきている部分であります。

私は、今回の条例が改正されることによって、一人一人の利用者の機能改善に結びつく、そういうものをやはり重視しなければならぬと思いますが、その点、どういうふうに町として、この条例設置とあわせて方向性を見出そうとしているのか伺いたいと思います。

来年度から、当然、要支援者については、訪問介

護だとか通所だとか、あるいはそういった部分についても、ボランティアだとか、あるいはNPOだとか、そういったものも含めて利用改善すべきだということも明記されている内容もこの条文の中にはあると思いますが、そうしますと、NPO等については、こういう事業を委託する場合については、要件があるかというふうに思います。そういう管理運営を賄える責任者がいるかどうかという問題、当然それを支援するような人がいるのかどうかという問題があるかというふうに思います。

仮に上富良野町でこういった要支援等を、そういったNPO法人法等に委託する場合、そういった場合の要件等だとか条件等、あるいはその受け皿がなければ、当然ないわけですから、そういった部分は町としてどのように考えているのか、お伺いしておきたいと思います。

3点目にお伺いしたいのは、そういう運営基準に基づいて介護支援計画をどんどん立てます。立てて、なおかつ改善、いわゆる本人の不服申請、先ほどもありましたけれども、なかなかやっぱり改善が見られない、介護計画に基づいた計画が順調に運営されていないだとかという場合は、指導する機関があるのだというふうに思いますが、それも恐らく行政側が指導しなければならないのかなというふうに思いますが、そういう場合はどういふところでそういったものをきちんと審議して指導するのか、その受け皿として、行政としてどういふ体制を今つくろうとしているのか、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

ちょっと多岐にわたる質問でしたので、もし答弁漏れがあれば御指摘をいただきたいというふうに思いますが、まず1点目、条例の第33条には、これら事業を行っていく上での留意すべき事項が記載されております。この33条を含め、前段の取り扱っていくための具体的な取り扱い方針等も、26号にわたってそれぞれ取り扱い方針等が定められておりますが、これらの基準は全て、これまでも国が示してきた基準と同様でありますので、これまでと同様に、各事業所、それから私たちの包括センター含めて、こういった取扱方針、留意事項に基づいて適切な運営に努めていこうというための基準になっておりますので、新たに基準を設けたものではありませんけれども、当然、これからは国が定めた基準をもとに、今度からはこれが町が定める基準になりますので、町がよりしっかりと、こういう取扱方針や留意事項を理解した中で、それぞれの事業所において

も、そういうことをふだんの定期的なケア会議等を通じて意見交換しながら、さらによりよいサービスに、利用者の日常生活の支えになるような方向で取り進めていくことが私たちに課せられている課題だというふうに新たに受けとめているところでありますので、引き続き、これまで同様、努力を続けていきたいというふうに考えております。

それから、介護保険法の改正がありまして、次期計画の期間中には、議員御指摘にもありましたように新しい総合事業の移行時期を迎えることとなります。その時期に当たっては、まだ町のほうでは決定しておりませんが、それら移行に向けて、お話にありましたように、ボランティアであったりNPOであったりということのさまざまな支えに基づいて行っていくわけですが、基本的に、通所介護、それから訪問介護等については、専門のサービスが必要なものについては引き続き専門サービスを利用いただくように、当然予防の必要な方についても、こういった基準や留意事項に沿って、それぞれの事業所で専門的なサービスの御支援をいただくこととなりますが、NPOやボランティアにお願いするような事項というのは、この事業とはまたちょっと別で、地域の皆さんで支え合っている、事業とは別の部分で、もっとそういう身近な支え合いの中で機能できるようなものについては、そういうものをしっかりと機能させていくことは必要なかなというふうに考えているところであります。

それから、介護計画、それから介護予防のサービス計画等については、お一人お一人の方に沿ったサービス計画をつくった中で、それぞれその計画に沿って事業を進めていくわけでありまして、当然、場合によっては予防効果がなかなか発揮されないと、いろいろと事業をした中でも人によっては介護度がさらに予防から要介護にどうしても移らなければならないとか、そういうことというのは場合によってはなっていくことはあり得ることなのだろうというふうに思いますけれども、基本的に、予防介護は、介護度を高めていかない、要介護になるべくならないように、こういう支援をしっかりしていこうということになりますので、計画に沿った適切なサービスが引き続き提供できるように、包括センターが当然中心的な役割を果たしていかなければならないことでありますので、引き続き各それぞれの町内でサービスを提供していただいている事業者と連携を図りながら、適切なサービスの提供に今後も努めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これで質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第12号上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第16号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました議案第16号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、提案要旨を御説明申し上げます。

国における地方分権改革の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月に公布されました。

これにより、これまで社会教育法に基づく社会教育委員の委嘱でありましたが、国の省令で定める基準を参酌し、町が条例で規定することに改められましたことから、条例の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明といたします。

議案第16号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町社会教育委員に関する条例（昭和47年上富良野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2

条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
(委嘱)。

第2条、委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

第1号、学校教育及び社会教育の関係者。

第2号、家庭教育の向上に資する活動を行う者。

第3号、学識経験者。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月11日提出、上富良野町長向山富夫。

以上、御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長(西村昭教君) 日程第16 議案第14号 上富良野町子どものための教育・保育給付に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

子ども・子育て担当課長。

○子ども・子育て担当課長(吉岡雅彦君) ただいま上程いただきました議案第14号上富良野町子どものための教育・保育給付に関する条例について、提案の要旨を説明申し上げます。

子ども・子育て支援法に基づき、新制度では、教育・保育施設の利用に当たっては、児童の年齢や保護者の状況に応じて三つの区分に認定するとともに、保育の必要量を認定し、その認定に応じた給付を行っていくこととなります。

当条例は、教育・保育の認定、給付を実施するに当たり、その基本事項となる保育認定の基準等を定めるとともに、利用者負担を求める根拠を条例において明確にするため制定するものであります。

第1条、目的では、全ての子どもに質の高い教育・保育を保障し、子どもの健やかな成長と安心して子育てができる環境づくりを目指すこととしてお

ります。

第2条第1項では、先ほど申し上げました三つの区分に認定することについて規定し、同条第2項が保育の認定基準であり、国が示した基準を基本とし規定したところでありますが、労働時間についての基準は、国が示した下限の48時間を採用することとあわせて、親族の介護、看護については別居の場合も対象とすることで、認定につながるよう独自の基準を追加したところであります。

第3条は、保育の必要量に応じた保育標準時間と保育短時間に区分して認定することを規定していません。

第4条は、住民に利用者負担額を求める根拠を条例において明確にすることとし、負担額の決定は、国の基準額、保育単価の変動等に速やかな対応が図れるよう、規則に委任する旨規定しています。

また、附則において、労働時間の読みかえ規定、現在入所している児童の経過規定とあわせて、現行の保育の実施に関する条例の廃止について規定しています。

なお、本条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日で平成27年4月1日を予定しているところであります。

以上、議案第14号上富良野町子どものための教育・保育給付に関する条例についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 何点か質問させていただきます。

説明会が開かれているかどうか、ちょっと確認したいのですが、今後、制度が変わることによって、利用する人がどういうふう to 保育を利用したらいいのかというような戸惑いが出てくるのかなというふうに思います。事前にこういう制度が変わりますということで説明されているかどうか、この点について、まず第1点、お伺いしておきたいと思います。

二つ目には、恐らくまだはっきりしないいろいろな要素があって、保育料等についても、今回、国の基準の80%を基本にするという、この資料では説明がなされております。利用者にとっては一定程度負担軽減というところはあるかというふうに思いますが、この間出されてきた、2子目についても保育料の半額等を実施してほしいというような、子どもアンケートの中等にも、また、この間の中等にも

あったかというふうに思いますが、この点について、あわせてちょっと、どういうふうになるのかお伺いします。

保育時間の設定であります。標準時間と短時間、この基準は何によって定められるのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。何よりも私が言いたいのは、利用される方が安心して保育所に預けられるような、そういう制度でなければ改定した意味がないわけですから、今回、独自基準としても、引き続き町長の判断によって、保育を受けられる条件も一定加味されている部分があるのかなというふうに思いますし、そういうものも含めて、やはり利用者が安心して利用できるような環境づくりというのが何よりも大切だというふうに思います。この点、まず伺っておきたいと思います。

次に、同じ保育所に保育時間が標準時間の子と短い時間の子がいるとした場合、これは、例えば仕事によっては昼から出てくるということの場合もあるかもしれません。上富良野町の場合はそういった部分は恐らくないのかというふうに思いますが、恐らく大きな町になればなるほどそういった部分も見受けられるかというふうに思いますが、そういった場合の認定ということになれば、短時間保育というふうになるのかどうか、この点お伺いいたします。

普通、延長保育等が当然出るかというふうに思いますが、その場合の利用料等の取り扱い、短時間でも延長保育をお願いしたいとか、いろいろ出るかというふうに思いますが、そういう場合の取り扱いと料金等の設置等はどのようになるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） まず、1点目の説明会でございますけれども、今ようやく大体骨子が固まってきたところでございますので、今後説明、当然これは必要だろうというふうに思っておりますので、各保育所なんかに、保護者の集まる機会か何かで説明をしていこうというふうには考えてございます。

それから、2点目の保育の認定でございますけれども、まさに本条例に、第2条第2項の1号から9号に書いてあるとおり、その中で保育が必要かどうかということに関しては認定をしております。

それから、3点目が標準時間と保育短時間の決めでございますけれども、まず、基本的には、労働の場合を申し上げますけれども、48時間以上原則1カ月働いていることが原則でございます。ただ、当分の間、時間は制限はしないという形でやってま

います。

あと、標準時間と短時間の区分は、おおむね1カ月の労働時間が120時間、これは国のほうで示しておりますので、それに基づいて考えてまいります。

それから、保育短時間という、認定になる場合も中にはあろうかと思っておりますけれども、基本的に標準時間の範囲内であれば、つまり8時間の短時間の方が保育の標準時間の範囲内、時間帯は午前7時から18時までと考えておりますけれども、その範囲内で利用される分については延長保育料は求めないという考え方を持っております。ただ、それを超えた場合は、当然ながら延長保育という形、延長の時間をいただくという形になりますけれども。

それから、実際問題、さまざまな家庭、いろいろなケースがございます。それで、あくまで個々の状況に応じて判断していくことになります。ただ、町の考え方としましては、その家庭にとって必要な保育時間というのは確保したいというふうに考えておまして、保護者が困ることのないような、そういう考え方を基本に持っております。

あと、短時間保育の場合、それを望む家庭もいらっしゃるかと思います。その場合は当然ながら短時間保育の認定になりますけれども、先ほど申し上げましたように、標準時間の範囲内であれば、特に料金を求めないという考え方を持っています。

それから、先ほど議員が申し上げたとおり、いまだにこの制度、いろいろ固まっていないところがございます。例えば、きのうまたQ&Aの追加版が来たりとか、そんな状況ではございますけれども、総じて市町村の裁量の幅が広いようになっておりますので、そういう考え方、基本に沿って対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

済みません。第2子の半額でございますけれども、保育料の基準そのものが第2子は半額となっております。第3子以降は無料という設定になってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私が第2子の半額と言ったのは、上が児童生徒です。そういう場合はどうなのかと。前にも質問したので、その部分のことを聞いていたので、答えていただきたい。

保護者の説明はこれからということ、恐らく想定されていなかったのかなというふうに答弁を聞いていたのですけれども、一番大事で、利用者が今後どういうふうに、保育制度が変わることによって利用できるのかということが一番知りたいという声が

ありますので、やっぱりそこら辺は十分説明して、保育単価の問題も含めて、保育の時間等も含めて、給付条例の、この点はやっぱり知らせて、やっぱり理解を求めるといことが大事だと思いますので、この点しっかりしていただきたい。答弁は要りませんけれども。

あとは、やっぱりきちんと地域の子どもは地域で育てて、やっぱり自治体がきちんと保育できる環境づくりを整えるという、この字句が残りました、条例の中で。そういったものも含めて、やっぱり今後、利用者側から、これはおかしいのではないかということが出てきた場合に、自治体の裁量でできる部分とできない部分、当然あるのかなというふうに思います。やはりそういう条文を生かしながら、最大限に利用者の不安を解消して、安心して子育てができる環境づくりを十分整える必要があると思いますので、この点、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 第2子半額の点について、ちょっと勘違いしていました。済みません。

保育所の場合は、あくまで就学前ということで、ゼロ歳から5歳でありますので、6年間の幅で第2子が半額という仕組みになってございます。例えば幼稚園でしたら3歳以上からですから、そちらも同じく6歳の幅ということで小学校3年生までを第1子、2子とカウントするというやり方で、これは国のほうでそういう形になってございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、説明会でございますけれども、今回、制度の大幅な改正でございますので、各保育所、幼稚園へ出向いてやっていきたいというふうには考えてございます。そして、その中で保育の時間だとか保育料だとかを丁寧に説明してまいりたい、それで理解を得たいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の質問に、私のほうからも一部補足をさせていただきたいと思っております。

基本的には、これまで児童福祉法に基づいて、保育に欠けるお子さんをしっかり地域で保育環境を整えることが、まず第一義的に法律に定めがあったわけであります。それがこの9月に、3法の条例を改正しましたが、子ども・子育て支援法の法律に基づいて、今度は、ここにもあります10項目、いわゆる保育に欠けるという基本を崩さずに、その解釈を

さらに広げて、保育所に入所できるお子さんを広げたとという私どもは理解をしております。

したがいまして、米沢議員が懸念されている、そういう対象の方に、町民の方に不安が生じるのではないかという部分につきましては、さらに町の考えとしては、そういうことが起きないように、さらにまた解釈が拡大するものというふうに考えておりますので、御理解もいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかに質問はございませんか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今回、保育環境はかなり変わるものですから、昨日も一般質問させていただいて、保健福祉課が総合窓口になっていただいて、そういう相談に乗っていただきたいということを質問させてもらったのですが、市町村から認定証が交付されますね、2号、3号につきましては。そうすると、今度は保育を必要とする人が、必要に応じて市町村で、保育等の状況なんかの利用調整を図らなければいけないと、こういうことがうたっております。それであれば、終了時間等によっても受ける時間とサービスなんかも変わってきますし、ぜひ保健福祉課に総合窓口的な、連携をとって、昨日も調整をしながら、そういう利用調整をしますということをお願いしたのでございますけれども、その点についてどのように考えていらっしゃるか、うまく利用調整ができるのかどうか、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 3番村上議員の御質問にお答えいたしますが、昨日議員から御質問いただいた内容でもお答えしましたが、本町においては、保健福祉課の子育て支援班が既にそういう機能を持ち合わせているというふうに我々理解しておりますので、引き続きそのような形で、保健福祉課の子育て支援班が中心にそういう対応を図ってまいりたいと思っておりますけれども、基本的に、仕組みは大きく法律が変わって、いろいろなさま変わりをしておりますけれども、実際に保育所等を御利用いただくお母さん、お子さんたちにとりましては、今までと、さほど大きく何かさま変わりするようなものではありませんので、基本的にこれまでと同じように保育所のほうに入所したいのですということが入所の手続等があって、そして、これまで幸いに、上富良野町はここずっと、その御家庭の御希望する保育所のほうに入所いただくような形で進んでおりますので、場合によって、どこかの保育所だけが利用が大きく、希望が大きく、定員を超えるようなこと、そういう事態になったときには、町において

も、こちらもいっぱいいっぱいの状況ですから、こちらのほうの保育所で考えられませんかというような問いかけをする場合が出てくるかもしれませんけれども、ここ数年の状況を見た中では、子どもの数も、ふえていくことが理想なのでしょうけれども、今後の状況を見たときには、これまで同様、おおむね御希望の施設にお子さんが利用できるような、そういうことで進んでいくものというふうに理解しているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第15号上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました議案第15号上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案要旨を御説明申し上げます。

上富良野町立江幌小学校が児童数の減少などから平成27年3月をもって閉校となるため、上富良野町立学校設置条例とあわせて、関係する上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部を改正するものです。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明といたします。

議案第15号上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町立学校設置条例（昭和40年上富良野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中上富良野町立江幌小学校の項を削る。

附則。

（施行期日）。

1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部改正）。

2項、上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例（昭和37年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中屋内体育館の部江幌小学校の項を削る。

平成26年12月17日提出、上富良野町長向山富夫。

以上、御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

これより、議案第15号を起立により採決いたします。

本件は、先ほどありました議案第11号と同じように、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

出席議員は、ただいま13名でありますので、その3分の2は9名でございます。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） ありがとうございます。

起立多数、3分の2以上であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第17号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第17号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の要旨でございますが、町立病院は、平成20年7月から富良野協会病院との病病連携により、眼科医師の派遣を受けて眼科診療業務を行っておりましたが、平成26年8月から当病院の眼科の常勤医師が不在となったため、町立病院への派遣中止となり休診しておりました。診療再開の見通しが立たないことから、診療科目から眼科を廃止するため当該条例を改正するものであります。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第17号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を削る。

附則。

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第18号上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第18号上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成25年度の災害対策基本法の改正に伴い、災害時要援護者名簿が避難行動要支援者名簿として法的根拠をもって作成されることとなり、本年3月に上富良野町地域防災計画の改定において避難行動要支援者名簿の作成を位置づけしたところでありました。

しかしながら、関係機関等への名簿の提供に関しては本人の同意が必要であることから、名簿の個人情報については、本人からの拒否の意思表示がない限り、平常時から関係機関と提供できるよう条例の制定をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第18号上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例。

以下につきましては、議案の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な内容のみの説明とさせていただきますので御承願いたします。

第1条は、本条例の目的を規定するもので、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から守ることを目的とするものであります。

第2条は、用語の定義及び名簿の提出先を規定するもので、名簿の提供先は、富良野広域連合消防及び上富良野消防署、富良野警察署、上富良野町民生児童委員協議会委員、上富良野町社会福祉協議会、上富良野町の住民で組織する自主防災組織及び住民会、その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等とするものであります。

第3条は、避難行動要支援者の範囲を規定するもので、名簿に登載する対象者は、75歳以上の独居者及び75歳以上のみの世帯の者、要介護認定者、身体障害者手帳の1、2級、精神障害者保健福祉手帳の1級及び療育手帳のAを保有する者、特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者であり重症認定を受けている者、その他町長が必要と認め規則で定める者とするものであります。

2ページをお開き願います。

第4条は、避難行動要支援者名簿の作成について規定するもので、記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、その他連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項とするものであります。

第5条は、名簿情報の提供について規定するもので、第1項は、災害発生に備え、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供。第2項は、名簿情報の提供の非同意の申し出の者の名簿情報の未提供、第3項は、第2項の規定にかかわらず、災害発生、災害のおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な範囲で名簿情報を提供できるとするものであります。

第6条は、名簿情報の取り扱いについて規定するもので、名簿情報の安全管理のため必要な措置を講ずるものであります。

3ページをごらん願います。

第7条は、名簿情報の漏えい防止のための措置を規定するものであります。

第8条は、利用及び提供の制限について規定するもので、名簿情報の提供を受けた者が目的外に使用しないこと及び他の者に提供しないとするものであ

ります。

第9条は、守秘義務を規定するものであります。

附則は、施行期日を交付の日からとするものであります。

以上で、議案第18号上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 一般質問した第2条の（3）の避難支援等関係者についてお伺いしたいと思います。

我が町には自衛隊が存在してしまして、共存共栄をうたわれていますよね。そういったことで質問しまして、避難支援関係者の中に自衛隊が明記されていないということをお聞きしたわけです。事後、確認するという答弁を全員協議会だったですか、お聞きしております。その辺の結果について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 11番今村議員の御質問にお答えします。

一般の全員協議会のときにも自衛隊について、名簿提供について確認しているのかという御質問もあったところですが、今回、自衛隊のほうには確認をさせていただいたところがございます。その中において、法に規定する部分については、条例にもありますように、災害対策基本法の第49条の11第2項に規定する機関ということで掲載させておまして、この条例の中では掲載はしていませんが、その他避難行動要支援者避難プランに定める団体等ということで、当然のことながら災害発生時、また、おそれのあるときには提供するというところがございますが、平時の場合において、自衛隊のほうにおいても、それを受けてのふだんの行動というところに対してについては、なかなか困難な状況もあるということの返事はいただいているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ちょっとよくわからなかったのだけれども、ふだん困難な状況があるから名簿をいらないと言っているのですか、欲しいと言っているのですか、どちらなのですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 11番今村議員の再度

の質問ですが、確認した結果、平時の場合においては提供の必要はないということで確認はとれているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。（今村議員「わかりました」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 何点か確認をさせていただきます。

非常に大変な業務がかぶさってくるなという感じをしています。

それで、まず第4条の関係であります。第4条の第3項では、名簿の記載事項については正確かつ最新の内容に保つことということになっています。それで、避難支援関係者等への名簿を提供することになるかと思いますが、それらについては、災害弱者でありますので、日々刻々と内容等は変わるものだなと、そうやって想定をしますが、そこら辺はどのような流れの中で相手方のほうに情報を提供していくのかを確認させていただきたいと思います。

また、第2点目としては、当然名簿の漏えい等が問題になってきます。ここに書かれている支援等の関係者に対して、これは協定か何かを結んで提供するのか、それとも協定や何かを結ばないで提供していくつもりなのか、そこら辺はどう考えているのかをお聞きをいたしたいと思います。

それから3点目ですが、これがもし本格的に動いてくるとすれば、かなりの事務量になって、事務的な進行や何かをどのように考えているのか。当然、受け入れ先との調整だとか、それから漏えい防止、また名簿の整理、特に非同意の者に対する確認、そのようなものがどのように考えられているのかをちょっと確認をいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 10番中澤議員の3点の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目が情報提供の方法であります。今申し上げたとおり、日々情報というのは変わっていくかと思いますが、その提供については、それぞれ必要に応じ、その更新情報の提供はしていかなければならないと思っておりますが、その提供方法等について、詳細については規則、要綱で細かく定めたいと考えているところでございます。

また、情報漏えい等の防止策として、当然、名簿の提供に関しましては、漏えい防止であるとか名簿の安全管理、利用提供の制限、守秘義務等について誓約をいただくような形で提供しまして、その後、その管理がどのようにしているか報告をすることも

求めることができますし、検査もできるようになっておりますので、個人情報の安全管理については適切な措置を講じてまいりたいと考えているところであります。

それから、3点目の業務量の増加に伴う、また、その方法等をどのように進めていくのかということでございますが、これにつきましても、名簿の作成に当たりましては、今言いましたように規則、要綱等で詳細を定めて、遺漏のない事務手続にしていまいりたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、要綱で詳細については定めるということですが、今の段階で名簿の修正とかそういうのはどう考えているのか。

また、当然要綱で定めることになると思うのですが、条例ですので、これが通ると、施行月日も交付の日から施行するというようになっていきますので、住民の方々たちからすると、こういう情報がいつ流れてくるのか、また、どのような受け入れのほうとしては体制をとっていったらいいのかということも当然考えることになろうかなと思っております。そのようなことで、今の段階でどのような日程で予定しているのか、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 10番中澤議員の今後の日程等ということですが、まだ詳細については、日程等の組み立ては、これからの準備段階ということで、具体的な日程等についてはまだあれですが、これまでの災害時の要援護者名簿というのがありますので、それをさらに、今回の避難行動要支援者名簿のほうに変わっていくということで、全く情報というのがないわけではありませんので、その部分を早急に整備しまして、必要な情報の提供については速やかな対応をしていまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 10番中澤議員の御質問に、私のほうからちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

まず、整理をさせていただきたいと思っておりますが、まず行政の責務として、この行動要支援者名簿、更新も含めて最新の状態に仕上げていくということは、ここにもありますように、今もやっていますが、それは名簿管理がしっかり、手帳の交付者も含め、介護認定者も含め、全て行政機関で、まず名簿は整っているという状況です。それを相手に、守秘義務のある、法律に基づく守秘義務ですが、例えば

消防機関だとか行政機関とか、そこには最新の情報をお出しすることを想定しています。

ただ、一方、先日も申し上げましたが、自主防災組織を中心に、個別支援計画を具体的にこれから立てていただくことを、準備の整った自主防災組織にお願いをどんどんしていきますが、毎日変わる個別情報を、どこまで相手にお出しすることが、相手ももらった以上は、それを追加したり削除していったり、そういう業務が日々、自主防災組織にかかってまいりますので、例えば上半期と下半期で年2回それを更新するとか、相手次第では、それは年1回しかできないというようなことも含め、相手の自主防災組織において、そういう対応を個別に協議をしていく必要があるかなというふうに思っています。

そのようなことで、ぜひ25の自主防災組織が、そのような思いが共有できるような、これから啓蒙含めて対策をつくっていききたい。したがって、本当に、業務量含め、非常に、相手もおられますので、そういうことを徐々に体制を整えていききたいという思いから、この条例が今回の提案につながっているということでもあります。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今のことは理解をするわけですが、やはりこの条例の目的は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施をするという、そのために名簿を提供するのだと。でありますので、そこら辺は、きめ細かなといったって毎日やれという話にはならないのですが、やっぱり常識的な範囲の中で、1年に1回といったらかなり状況が変わりますし、その人の体自体も変わりますし、それから連絡先だとか、周りが、支えている人たちも変わっていくと思うのです。

そういうようなことで、私の考えでは年に本当に何回かは更新をする必要があるのだらうなということを考えています。そんなことを含めて、きめ細かな情報提供に努めていただければなと思っています。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 10番中澤議員の再度の質問に私からお答えをさせていただきます。

私の答えがちょっと誤解を招いたかもしれませんが、まず、日々の対象者の死亡、転出、あと、場合によったら、きょうから長期の入院になりましたと、例えばです。そういう日々の情報を含めて、まず行政機関においては、知り得る限り、それらの名簿の更新は日々していくということ。それと、もう一つは、先ほど言いましたように、個別支援計画を立てていただく、特に住民会、自主防災組織におい

て負担にならないように、その名簿を、例えばこのおばあちゃんはきょう施設に入りましたとか、そういう話を、毎日そういう情報を受けて、個別支援計画を毎日のように修正をしていくことをやってあげられますよというふうに言うのであればそのようにしますし、いや、年3回でいいですよと、年1回でいいですよと、年1回しかできませんというようなことがあれば、そういうような、相手に負担のかからない範囲でも一方でなければならぬかなど。そういう意味で答弁をさせていただいたことを御理解もいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第20 議案第19号 富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第19号富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、平成20年度をもって国の広域行政圏策定要綱が廃止され、また、平成26年度から、定住自立圏による連携事業により、広域連携に係る施策の推進を行っていることから、構成市町村においても、本協議会の廃止について合意がされたところがあります。

本協議会を廃止するため、地方自治法第252条の6の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものがあります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第19号富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成27年3月31日限りで富良野地区広域市町村圏振興協議会を廃止する。

以上で、議案第19号富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 認定第1号

◎日程第22 認定第2号

○議長（西村昭教君） 日程第21 認定第1号、平成26年第3回定例会で付託されました議案第12号平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第2号、平成26年第3回定例会で付託されました議案第11号平成25年度上富良野町企業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、長谷川德行君。

○決算特別委員長（長谷川德行君） ただいま上程されました認定第1号、第2号を、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

平成26年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

決算特別委員長、長谷川德行。

記。

付託事件名、議案第12号平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第11号平成25年度上富良野町企業会計決算認定について。

1、審査の経過。

本委員会は、平成26年10月7日、8日、9日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成

し、理事者の所信をただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問並びに別記「平成26年度（平成25年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見はいずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については、早急に改善または対応し、予算執行に当たられたい。

なお、平成26年度（平成25年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見は御高覧をいただいたものとし、省略させていただきます。

認定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） これをもって、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号平成25年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第23 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第23 発議案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番、金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程されました発議案第1号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見について、内容の朗読をもって趣旨の説明といたします。

発議案第1号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年12月11日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、同じく岡本康裕。

裏面をごらんください。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書。

国民健康保険料が高く、国保加入者の生活を圧迫し困難を極めている。国保財政に占める国庫負担金の割合は、1983年には総医療費の45%（定率40%プラス調整交付金5%）から医療給付費の50%（総医療費マイナス患者負担分に対して）に変更された。これは、総医療費の38.5%への引き下げとなり、自治体と国保加入者の負担が増大した要因となっている。2013年度では、自治体国保財政への国庫負担金は20%台まで引き下げられ、その運営は一層厳しくなっている。

2010年の通常国会予算委員会で、当時の鳩山首相は、国庫負担の削減が、高い保険料（税）の原因となっていることを認めるとともに「財源の確保に努力したい」と答弁した。

また、「国民健康保険法」第4条は、国の責務として「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならない」と規定している。

これらのことから、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険に対する国庫負担を増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成26年12月12日、北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、御審議賜りまして、原案をお認めいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた

します。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 閉会中の継続調査申出について

○議長(西村昭教君) 日程第24 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎町 長 挨 拶

○議長(西村昭教君) ここで、年末に当たり、町長から御挨拶がございます。

町長。

○町長(向山富夫君) 議長のお許しをいただきまして、第4回定例町議会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げたいと思います。

昨日、本日と、2日間にわたって開催していただきました平成26年第4回定例町議会におきまして、皆様方の大変心温まる御理解、御協力を賜りまして、私ども御提案申し上げました案件につきまして御議決賜りましたことを、まず心から感謝申し上げたいと思います。あわせて、平成26年につきましては、大変行政運営万般にわたりまして御理解、御協力をいただきましたことも重ねて感謝申し上げます次第でございます。

御案内のように、今、我が国におきましては、少子高齢化、さらには地方の経済がなかなか元気が戻ってこないという非常に厳しい状況の中で行政運営を強いられているところでございます。しかしながら、かといって、いつときも立ちどまるわけにはいかない状況でもございます。

これから、ただいま選挙が行われようとしておりますが、結果によらず、私ども地方自治を預かる者としていたしましては、住民に対する行政サービスをさ

らに充実させていくことが何にも増して大変大事なことだというふうに自覚しているところでございます。

これからいよいよ北海道も本格的な冬を迎えますが、行政運営はいつときも休まず進めていかなければならない。その中にありまして、議会の皆さん方と本当に手を組み、しっかりと、ともに歩みを進めていきたいというふうに切望しているところでございます。

どうか、これから皆様方におかれましては、大変忙しい、多忙な年末年始を迎えることとなるでしょうけれども、どうかくれぐれも健康に留意されまして、いい新年をお迎えいただきますことを心から御祈念申し上げますとともに、平成26年、大変御協力を賜りましたこと、重ねて感謝申し上げます、御挨拶とさせていただきますと思います。

大変ありがとうございます。

◎議 長 挨 拶

○議長(西村昭教君) 私のほうからも、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず一年間、議会活動に関しまして、それぞれ皆さん方に大変御苦勞いただきましたこと、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

一年を振り返ってみますと、議会として初めて取り組んだ出来事もございます。まずその1点は、議会運営委員会が議会広報で活動報告をしたということは、私の記憶では初めてでございます。もう1点は、決算委員会に臨時会を開いたというのも初めてでございます。そういう意味では、ことしはある面で議会も新しい面で出くわしたことがあったのかなというような気もいたしております。

来年は、8月までの任期ということでございますけれども、また改めて、新しい年を迎えるに当たりまして、それぞれ一年に希望を託して、皆さんまたそれぞれの立場で御活躍をいただきたいと思っておりますし、あわせて、ことし一年、皆さん方に大変な御理解と御協力をいただきながら議会運営をスムーズに進めさせていただきまして、厚くお礼申し上げますとともに、理事者各位におかれましては、議会運営に関していろいろな立場から御協力をいただきましたことを厚くお礼を申し上げまして、一言私のほうからお礼の御挨拶にかえさせていただきます。

大変一年間ありがとうございます。

◎閉 会 宣 告

○議長(西村昭教君) 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 0時09分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年12月12日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 金 子 益 三